# へいせい ねんどだい かいよこはまししょうがいしゃし さくすいしんきょうぎかい 平成30年度第3回横浜市障害者施策推進協議会

でいせい ねん がっ にち きん 平成31年3月29日(金) 午後1時~3時 かながわじ ちかいかん かいかいぎしっ 神奈川自治会館 3階会議室

#### し **≪次 第**≫

- 1 開会
- 2 健康福祉 局 長 あいさつ
- 3 議題
  - はましなか こうほくふくしじゅさんじょみんえいか ともなううんえいほうじん (1) 横浜市中・港北福祉授産所民営化に伴う運営法人について

しりょう (資料1)

(2) 新市庁舎へのふれあいショップの設置について

しりょう (資料2)

(3) 発達障害児・者支援施策の再構築について

しりょう (資料3)

- 4 報告事項
  - (1) 平成31年度予算について

しりょう (資料4)

(2) 「第4期横浜市障害者プラン」の策定について

しりょう (資料5)

5 その他

# 横浜市中・港北福祉授産所民営化に伴う運営法人について

# 1 趣旨

平成30年11月の第2回横浜市障害者施策推進協議会において、横浜市中・港北福祉では、大きにはましなか。こうほくまぐした。 また、横浜市中・港北福祉授産所民営化に伴う運営法人の公募について説明しました。また、本協議会の下部組織として「横浜市福祉授産所民営化に伴う運営法人の選営法人選定委員会(以下、「委員会」という。)」の設置について了承を得ました。

その後、平成30年12月の第1回委員会において、公募要項の内容や選定方法について検討し、平成30年12月~平成31年1月の法人公募を経て、第2回委員会において運営法人候補を選定しましたので、本会議にて審議します。

#### しんぎじこう **2 審議事項**

うんえいほうじんこうほ しんぎ 運営法人候補の審議

なかふくしじゅさんじょ	<sub>こうほくふくしじゅんさじょ</sub>
中福祉授産所	<b>港北福祉授産所</b>
しゃかいなくしほうじん よこはましゃかいなくしきょうかい 社会福祉法人 横浜社会福祉協会	しゃかいふくしほうじん でんきかながわふくしせん たー社会福祉法人 電機神奈川福祉センター

# 3 委員会委員

氏 名	Ls. ぞく <b>所 属</b>	分野
まぐち えみこ 木口 恵美子	のるみだいがくたんきだいがくぶ ほいくかじゅんきょうじゅ 鶴見大学短期大学部 保育科准教授	がくしきけいけんしゃ 学識経験者 しゃかいふくし (社会福祉)
坂田 信子	まこはまししんしんしょうがいじしゃ まも かいれんめい 横浜市心身障害児者を守る会連盟	にようがいしゃ 障害者とその家族
はぼ さとこ 真保 智子	ほうせいだいがく げんだいふくしがくぶきょうじゅ 法政大学 現代福祉学部教授	がくしきけいけんしゃ 学 <b>識経験者</b> しゃかいふくし (社会福祉)
鈴木 智子	サザきさとここうにんかいけいしじむしょ 鈴木智子公認会計士事務所	公認会計士
もり かずお 森 和雄	はこはまししゃかいふくしきょうぎかい 横浜市社会福祉協議会 しょうがいしゃしえんせんたーたんとうりじ 障害者支援センター担当理事	ざんごし 弁護士

#### しんぎ けいか **4 審議の経過**

# (1)第1回委員会

カー かいさい ぴー へいせい ねん がっ にち げっ アー 開催日: 平成30年12月3日 (月)

い ば しょ まつむらび る べっかん かいぎしっ イ 場 所:松村ビル別館 501会議室

う ぎ だい あ こうぼょうこう ないょう ウ 議 題:(ア)公募要項の内容について

い うんえいほうじん せんていほうほう (イ) 運営法人の選定方法について

# (2)第2回委員会

い ば しょ けーあーるしー ぴる だいかいぎしっ イ 場 所: KRCビル 大会議室

 う
 ぎ
 だい
 あ
 おうぼじょうきょう
 せんていきじゅんとう
 せつめい

 ウ
 議
 題:(ア)
 応募状況、選定基準等の説明

い なかふくしじゅさんじょ おうぼほうじん ひ あ り ん ぐ さいてん せんてい (イ) 中福祉授産所の応募法人からのヒアリング・採点・選定

う こうほくゃくしじゅさんじょ おうぼほうじん ひありんぐ さいてん せんてい (ウ) 港北福祉授産所の応募法人からのヒアリング・採点・選定

#### え せんていないよう 工 選定内容:

\* かくいいん (ア) 各委員による採点

た募書類及びプレゼンテーション、ヒアリングにより採点 (100点満点)

(イ) 採点結果 (委員5名×100点=500点満点)

# なかふくしじゅさんじょ うんえいほうじん 【中福祉授産所 運営法人】

<sub>ひょうかこうもく</sub> 評価項目	w配 ch点	かける X にん 5 人	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 よこはましゃかいふくしきょうかい 横浜社会福祉協会	ほうじん 法人 1
1 組織体制	10	50	21点	でん 28点
2 運営状況	32	160	140点	120点
3 資金計画	10	50	でん <b>48点</b>	36点
4 施設計画	48	240	139点	でん 144点
5 その他 (加点項目)	10	50	でん <b>0点</b>	でん <b>0</b> 点
	ごうけい 合計	、 500点	3 <b>4</b> 8点	328点

# こうほくふくしじゅさんじょ うんえいほうじん 【港北福祉授産所 運営法人】

<sub>ひょうかこうもく</sub> 評価項目	が配 で点	かける X にん 5 人	しゃかいふくしほうじん でんき 社会福祉法人 電機 かながわふくしせ ん た ー 神奈川福祉センター	ほうじん 法人 2				
1 組織体制	10	50	でん <b>48点</b>	でん 14点				
2 運営状況	32	160	140点	125点				
3 資金計画	10	50	でん <b>44点</b>	42点				
4 施設計画	48	240	163点	146点				
5 その他 (加点項目)	10	50	30点	0点				
ごうけい 合計500		-500点	4 <b>25点</b>	327点				

- ※ いずれかの項目 (その他 (加点項目) を除く) において、0点となった場合は合計点にかかわらず運営法人として選定しない。
- ひょうてん ごうけい どうてん いっぽう せんてい ぱぁぃ じぎょうけいかくないよう そうごうてき はんだん 評 点の合計が同点で、一方しか選定できない場合、事業計画内容を総合的に判断し まいたく おこな 計画の採択を行う。
- こうけいてん はいてん バーセント み は あい うんえいほうじん せんてい 会 合計点が配点の 60 % に満たない場合は、運営法人として選定しない。
- \* 応募締切後の事業計画書の内容に不整合などがある場合は、事務局の判断により、その該当する評価項目の配点内において減点できるものとする。

#### すけじゅーる スケジュール

~いせい ねん がつ にち ~いせい ねんどだい かいよこはま し しょうがいしゃ し きくすいしんきょう ぎ かい 平成30年 11月21日 平成30年度第2回横浜市障害者施策推進協議会

がっ にち だい かいせんてい い いんかいかいさい こう ぼ ようこうおよ せんていほうほう しんぎ 12月3日 第1回選定委員会開催(公募要項及び選定方法の審議)

がつ にち こうぼうけつけかいし 12月7日 公募受付開始

~vitiv ねん がつ にち こうぼ しめきり 平成31年 1月7日 公募締切

がつ にち だい かいせんていいいんかいかいさい うんえいほうじんこう ほせんてい 第2回選定委員会開催(運営法人候補選定)

がつ にち へいせい ねんどだい かいよこはま し しょうがいしゃ し さくすいしんきょう ぎ かい うんえいほうじん 3月29日 平成30年度第3回横浜市障害者施策推進協議会(運営法人

こうほ しんぎ 候補の審議)

がっ うんえいほうじん ひきっ かいし 4月 運営法人への引継ぎ開始

~vttv ねん がつ にち なか こうほくふくしじゅさんじょ みんえいか 平成32年 4月1日 中・港北福祉授産所 民営化

#### しんしちょうしゃ 新市庁 舎ふれあいショップの運営法人について

# こうきょうしせつ かつよう しょうがいしゃしゅうろうけいはつじぎょう (公共施設を活用した障害者就労啓発事業)

### 1 趣旨

横浜市では、公共施設を活用した障害者就労啓発事業を実施し、障害のある方の雇用の 「は、公共施設を活用した障害者就労啓発事業を実施し、障害のある方の雇用の 「は、そうしゅっ 場を創出するとともに、市民への障害理解の啓発を行っています。

この度、本事業として、2020年度に開業を予定している新市庁舎内に<u>ふれあいショップ(※)</u>を設置するため、運営法人の公募を行います。ついては、<u>本協議会において、事業者候補を、</u>「2 事業者候補の選定方法」に記載の案のとおり、決定いただきます。

#### 【本協議会に諮る理由】

事業者の選定にあたっては、障害者雇用の創出及び就労啓発により、本市障害者施策の推進に寄与することから、障害者基本法第36条第1項2号に定める「障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項」であるため、同法第36条第3項に基づき条例で設置された本協議会に諮ります。

# <sup>(※)</sup>「ふれあいショップ」とは

障害者就労啓発事業として、障害者を雇用し、公共施設内で飲食物の提供や にようがいしゃしせっとう 障害者施設等の自主製品の販売等を行っている店舗(現在、市内9か所設置)。社会福祉 ほうじん とくていひえいりかつどうほうじんとう みんかんだんたい うんえい 法人、特定非営利活動法人等の民間団体が運営。

# 2 事業者候補の選定方法(案)

(1) 選定委員会(下部組織)による審議

事業者候補の選定においては、専門的かつ詳細な調査又は討議を行う必要があるため、本協議会に部会(横浜市ふれあいショップ運営主体選定委員会(以下、「選定委員会」)を設置して専門的な審議をいただき、選定委員会において決定された事業者候補を本協議会の審議

は、ままりませんできます。

# (2) 選定委員会開催時期及び回数

2019年度中に2回開催

# (3) 選定委員会の委員構成

### 3 設置概要

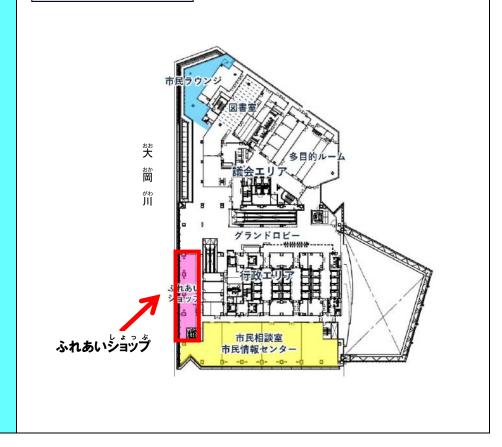
	」 「大きないち、なかくほんちょう ちょうめ ばんち 所在地:中区本町6丁目50番地の10(新市庁舎内3階)					
しせつがいよう	ゅかめんせき やく へいほうめーとる 床 面 積:約170 m					
施設概要	も よ り えき じぇいあーる よこはましえいち かてっ さくらぎちょうえき 最 寄 駅: J R・横浜市営地下鉄「桜木町駅」					
	みなとみらい線「馬車道駅」					
じぎょうないよう	いんしょくぶつ ていきょう の もの けいしょく じしゅせいひん はんばい し はっこう かんこうぶっ 飲食物の提供(飲み物、軽食)、自主製品の販売、市が発行する刊行物					
事業内容	とう はんばい し いたくぎょうむ しゅうろうけいはつじぎょう じっし 等の販売 (市からの委託業務)、就労啓発事業の実施					
しせっしょうけいたい 施設使用形態	ぎょうせいざいさんもくてきがいしょう きょか 行政財産目的外使用許可					
かいぎょうよてい 開業予定	2020年6月					

新市庁舎3階、大岡川に面した窓に沿った縦長のスペースに、ふれあいショップの設置を予定しています。このほか、新市庁舎3階は行政

\*\*エリアや議会エリアのエントランスプロア (グランドロビー) であり、
市民憩いの場となる市民ラウンジなどがあります。

# しんしちょうしゃ かいへいめんず 新市庁舎 3階平面図

はいちず 配置図



# 4 スケジュール (予定)

2019年3月29日 30年度第3回横浜市障害者施策推進協議会 (本日)

2019年5月 第1回選定委員会開催(公募に関する事項の審議)

2019年6月~7月 公募

## 5 その他

新市庁舎に設置するふれあいショップは、JR関内駅北口高架下ショップ等と連携しながら、地域とのつながりをもった運営を目指しています。今年度から、中間支援機関(特定非営利がら、地域とのつながりをもった運営を目指しています。今年度から、中間支援機関(特定非営利がらりをうほうじんよこはま地域福祉研究センター)と横浜市の協働事業として、地域とつながる仕組みづくりを検討しています。

へいせい ねんど よこはましはったつしょうがいけんとういいんかいほうこくしょ 平成30年度 横浜市発達障害検討委員会報告書

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは ちてきなく 知的な遅れを伴わない発達障害児・者」 に対する施策の再構築について

平成31年3月

よこはましはったつしょうがいけんとういいんかい横浜市発達障害検討委員会

# **当次**

1	はじ	<b>こめに</b>	•	•	•	•	•	•		1
(	1)	平成17年度以降の、横浜市発達障害検討委員会の取組経過		-	•	•	•	•	•	1
(	2)	現状認識と求められる取組		-	•	•		•		1
2	平贞	い ねんと けんとういいんかい まるん 成30年度 検討委員会での議論	•	•	•	•	•	•		1
(	1)	検討の経過	1	•		•	•		•	1
(	2)	検討委員会での主な意見	1	•		•	•		•	2
3	前拐	となる理念	•	•	•	•	•	•		2
4	課匙	の解決に向けた意見 である ロップ	•	-	•	•	•	•		5
(	1)	対象		-		•	•		•	5
(	2)	目的	1	-						5
(	3)	意見內容		-		•			•	7
(	4)	喫緊に取り組むべき課題		-		•	•		•	8
5	おオ	りりに	•	-	•	•	•	•		10
· 【参	<sup>んこうし</sup> 参 <b>考</b> 資									
1	L Ĵ	z成30年度 横浜市発達障害檢討委員会委員名簿		•	•	•	•	•	•	12
2	2 <del>Î</del>	がまい、なんと、よこはましはったっしょうがいけんとういいんかいじむきょくめいぼ 立成30年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿			•	•	•		•	13
3		「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害 する基礎情報	婷	ย <b>∄</b>	• =	者_				14
4	1	「教育と福祉の一層の連携等の推進について (通知)」		•						18
5	5 楫	こはましはったっしょうがいしょく。 黄浜市発達障害施策の再構築に係る方向性								23

#### 1 はじめに

### (1) 平成17年度以降の、横浜市発達障害検討委員会の取組経過

横浜市の発達障害児・者支援については、発達障害者支援法施行と同時期の平成17年度から、 障害者施策推進協議会の部会として「発達障害検討委員会(以下、「検討委員会」と表記)」 を設置し、支援体制の整備に取り組んできた。

これまで当検討委員会では、ライフステージごとの検討を行い、乳幼児期・学齢期・学齢後期・青年期ごとの課題や、各期のつなぎ等について議論を行ってきた。

これらの議論を踏まえ、学齢後期の相談支援機関(くらす)の設置、生活アセスメント付き住宅での一人暮らし支援、地域支援マネジャー等、多くの事業が施策としてスタートした。

#### (2) 現状認識と求められる取組

一方で、これまでの議論や、次の資料等に示されるように、発達障害とくに「<u>軽度の知的な</u> 遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の表は質が(※1)に対し、 で表されるようが、生物では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般である。 従来の障害福祉・教育等施策では、一分に対応できていない現状(※2)となっており、これらの課題に対する大幅な再構築が求められている。

こうした現状認識に基づき、これまでのライフステージごとの議論を踏まえた上で、ライフ サマー にぜんばん わた そうごうてき ステージ全般に渡る総合的な支援についての検討が必要であると考えた。

(※1・2) に関する基礎情報: 【参考資料 3】。

# 2 平成30年度 検討委員会での議論

今期の検討委員会では、上記の現状認識等を踏まえ、「軽度の知的な遅れを作う、あるいは知 前な遅れを伴わない発達障害児・者」について、敬めてライクステージ全般に渡る課題整理と、 施策の方向性に関する議論を行った。

## (1) 検討の経過

# ■ 第45回(平成30年11月1日) 現状認識の共有と課題抽出

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の大幅な 増加に対し、従来の障害福祉・教育等施策では、十分に対応できていない現状について の認識を共有した。

その上で、「『軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者』が地域で自立した生活を送るための課題、および必要な支援について」をデーマに、課題描出のためのディスカッションを行った。

## ■ 第46回 (平成30年12月18日) 施策展開の方向性検討

抽出された課題について、事務局で分類・整理した内容の精査を行った。

また、これらの事項のうち、特に製象の課題として卓急に改善すべきものと、神長期的な視点で施策を検討すべきものの整理を行った。

### ■ 第47回 (平成31年2月27日) 施策展開の方向性確立

施策展開の方向性について確認するとともに、横浜市施策推進協議会への報告・意見内容について精査を行った。

### (2) 検討委員会での主な意見

- ➤ <u>発達障害施策の大幅な再構築が必要</u>であり、これらに関する検討を深め、具体的な施策に結びつけていく必要がある。
- ➤ <u>地域社会における共生を実現するために、社会全体への普及啓発を行っていくこと</u>を、 基本理念として前提に置くと良いのではないか。
- ➤ 再構築にあたっては、<u>支援主体ごとの役割を明確にし、相互に連携し補完しあう</u>ことで、 効率的・効果的に機能させていく必要がある。
- ➤ 支援体制の中で<u>中心的な役割を果たす機関を明確化</u>し、その上で連携の仕組みを考える 必要がある。
- ➤ 発達障害児・者に特化した、<u>専門性の高い人材の育成と、発達障害のある人を取り巻く周</u> 団全般が、必要な理解と適切な対応を身に付けることが重要である。

#### 3 前提となる理念

横計委員会からの意見を提示するにあたっては、次に掲げる理念等が前提となっている。

## 【障害者権利条約の批准と国内法の整備】

● 「障害者権利条約」とは

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを を目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。

平成18 (2006) 年12月の国連総会において採択され、平成20 (2008) 年に発効された。

● 条約批准に向けた国内法の整備

日本では、平成19 (2007) 年に条約に署名した後、締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする制度改革を進めた。

- 平成23 (2011) 年 障害者基本法の改正
- ・ 平成24 (2012) 年 障害者総合支援法の成立
- ・ 平成25 (2013) 年 障害者差別解消法の成立、及び障害者雇用促進法の改正
- ・ 平成28 (2016) 年 障害者差別解消法の施行

これらの法整備により、一通りの国内の障害者制度の充実がなされたことから、平成26 (2014) 年1月に、日本での条約批准に至った。

### 【障害の「社会モデル」と「合理的配慮」】

#### ● 障害者権利条約において

障害者権利条約では、障害者が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能のみならず、 社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという、いわゆる「社会モデル」の 考え方が反映されている。

また第2条(定義)では、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義している。そして、「合理的配慮の否定」も「障害に基づく差別」であるとされた。 さらに第5条(平等及び無差別)では、障害に基づくあらゆる差別を禁止することや、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることを求めている。

#### 国内での動き

これに関し、平成16 (2004) 年の障害者基本法の改正において、障害者差別の禁止を基本的理念として明示した。

さらに、平成23 (2011) 年の同法改正時には、第2条 (定義) において、障害者とは「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義した。また第4条 (差別の禁止)では、社会の障壁の除去について、「実施に伴う負担が過重でないとき」には、「必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことが規定された。

さらに、第4条の理念 (差別の禁止) を具体化するものとして、平成28 (2016) 年に「障害者差別解消法」が施行された。

## 【地域社会における共生】

#### ■ 障害者権利条約において

条約の第19条 (自立した生活及び地域社会への包容)では、全ての障害者が、他の者と同じように地域社会で生活する権利を有することや、障害者が社会に参加し、包容されることの促進について記されている。

### ● 国内での動き

これに関し、平成23 (2011) 年の障害者基本法の改正では、第1条 (首節) において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」と規定した。

さらに、第3条(地域社会における其生等)において、障害の有無にかかわらず其生する社会の実現を図るに当たって旨とするべき事項として、改正前から定められていた「あらゆる分野の活動に参加する機会の確保(1項)」を規定するとともに、新たに、「地域社会における其生(2項)」「立きュニケーション主義の選択の機会の確保(3項)」を規定した。

## 【インクルージョンの理念の浸透】

- 平成 6 (1994) 年 ユネスコ 「特別なニーズ教育に関する世界会議」(サラマンカ宣言)
  - ※ 「サラマンカ宣言」とは

『世界の教育は、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたち一人ひとりのニー ズに対応し、なおかつ同年齢の子どもたちを一体とする場で教育すべき』。

→ すべての子どもたちの教育的ニーズをとらえた上で、そのニーズに応じた教育を分け 隔てのない場で実践することを求めているこの考え方が、「すべての子どもたちを一体 として包み込む教育」、すなわち「インクルージョン」の考え方とされる。

## 【インクルーシブ教育システムの構築】

- 平成24 (2012) 年 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告) (文部科学省)
  - ※ 共生社会の形成に向けて
  - ・ 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。
  - ・ 誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。
  - ・ インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。
  - ・ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、「「でいっている」では、「ないでは、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、「「でいっている」では、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないでは、「ないです」」である効児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備する。
  - ・ 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく。
  - ・ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ間じ場で共に学ぶことを自指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

今後の、本市の発達障害の施策展開にあたっては、こうした理念を前提に、広く社会全体に浸透するよう、継続的な普及・啓発に取り組む必要がある。

### 4 課題の解決に向けた意見

### (1) 対象

今回の意見に関し、対象を「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達 障害児・者」と定める。

※ 対象を限定した理由は、【参考資料3】で示した基礎情報等により、「軽度の知的な遅れを 伴う、あるいは知的な遅れを とで、従来の施策では十分に対応できない状況が生じていると考えたためである。

### (2) 目的

本人の生きづらさに寄り添うために、全てのライブステージにおいて、多様な支援の実施主ないにより、包括的で切れ首のない支援を受けられる社会を実現すること。

なお、この実現にあたっては、次の(ア・イ)の視点に留意すべきである。

### ア 役割分担と連携

- 支援の実施主体ごとの<u>役割分担</u>を明確にし、それぞれの強みを生かして<u>連携</u>し合うことで、重層的・包括的な支援体制を構築する必要がある。
- 縦軸の連携 (ライフステージごとの切れ目のない連携)、及び横軸の連携 (支援主体ごとの連携) の両方が必要である。
- 公民の役割分担、共助・自助など、実施主体ごとの役割を明確にし、相互に連携し 補完し合うことにより、効果的・効率的な支援を行うことが必要である。
- 支援体制の中で<u>中心的な役割を果たす機関を明確化</u>し、その上で連携の仕組みを考えることが重要である。
- 「家庭と教育と福祉の連携\*」に基づき、地域社会において、切れ首のない支援体制 整備が求められる。
- それぞれの支援主体が、<u>具体的で新たな工夫を行うことによる、実効性の担保</u>が求められている。
  - ※ 平成30年5月24日 30文科初第357号・障発0524第2号「教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」【参考資料4】。

# イ 気づきの促進と未来に繋がる支援 (Right time & Bright life)

- いかなる ライプステージにおいても、生きづらさが生じる 前、あるいは生じたときに、本人や保護者・家族、あるいは周囲の人々が早期にそれに気づき、遠やかに適切な支援に結び付くことができる体制の構築が必要である。
- その人にとって<u>適切なタイミング(Right time</u>)で生活のしづらさに気づき、支援を重ねることが出来れば、その人にとって<u>明るい人生・未来(Bright life</u>)に繋がっていくと考える。

※ 横浜市では、ライフステージにおける早い段階で障害を発見し、療育に結び付ける「早期発見・早期療育」の理念を掲げてきた。

これに対し、発達障害に関しては、生きづらさがいかなるライフステージにおいて生じた場合でも、適切な時期に本人等が気づき、支援につながることの重要性を示すために、イの視点を示した。

発達障害施策の再構築にあたっては、「早期発見・早期療育」と併せて、この視点にも留意すべきである。

### (3) 意見内容

横浜市における、発達障害に関する、医療・福祉・教育等施策を、次に掲げる6大項目・15 小項目の方向性に基づき、再構築を行うべきである。

※【参考資料5】において、今後具体的な施策展開を行う際の目安として、大項目・小項目 たいよう たいよう たいしょう きかん おも にな てこうほ きかん さんこう な き で たいよう に対応する、「対象となる機関、および主な担い手候補となる機関」を参考として付記した。

# 【横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性】

#### I 本人への支援

- 〇 本人がその人らしく生きるための支援の充実。
- 当事者の居場所の充実。
- 二次障害(引きこもり等)への対応力向上。
- O 成人期の課題に対する、本人支援の充実。

#### Ⅱ 保護者及び家族への支援

〇 保護者及び家族に対する支援の充実。

#### Ⅲ 支援機関の連携と役割分担

- 〇 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応。
- 〇 ライフステージを通し、切れ自のない支援を行うための、コーディネート機能の強化。
- 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充。
- O サービス情報提供システムの充実。

### Ⅳ 支援体制の強化・充実

- 〇 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充。
- 〇 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化。
- 〇 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上。

## ▼ 人材育成

O 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成。

# VI 障害理解の促進・普及啓発

- O 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成。
- 〇 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進。

### (4) 喫緊に取り組むべき課題

6大項目・15小項目は、いずれも極めて重要であると当機計委員会は考えている。また、これらは相互補完的、かつ連続的・一体的であり、全てが実現することにより初めて、完成したシステムとなる。

<「横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性」と「喫緊に取り組むべき課題」の関係図>

まこはましょったっしょうがいしき く 横浜市発達障害施策の まいこうちく 係る方向性

たいこうもく しょうこうもく 6 大項目・15小項目



【 喫<sup>∞</sup>繁 に 取 り 組 む べ き 課 題 】

\_\_\_\_\_ 3つの視点を総合的に勘案

- ※ これら「喫緊に取り組むべき課題」については、再構築に向けて平成31年度に検討を開始するとともに、平成33年度からの第4期障害者プラン等に反映させることが望ましいと考える。
- ※ また、それ以外の課題についても、順次検討を進め、可能な限り第4期以降の障害者プラン等に反映させることが望ましいと考える。

## 【 喫 緊 に 取 り 組 む べ き 課 題 】

### Ⅱ 保護者及び家族への支援

- 〇 保護者及び家族に対する支援の充実。
  - … 発達障害の支援には、「本人」支援と並んで保護者及び家族支援が有効であり、重要である。 このため、保護者等の交流の場等を促進するために、新たにメンター制度の創設や、ペアレントプログラム(ペアレントトレーニング)の充実などを検討すべきである。

### □ 支援機関の連携と役割分担

- 〇 支援機関の役割分担の明確化等による、効率的・効果的な対応。
  - ・・・・ 支援の実施主体ごとの役割分担を明確にし、相互に連携し補完し合うことで、効率的・効果的な支援体制を構築する必要がある。

また、支援体制の作で作心的な役割を巣たす機関を開確化し、その子で連携の仕組みを考えることが重要である。

- 〇 ライブステージを通し、切れ首のない支援を行うための、コーディネート機能の強化。
  - … ライフステージごとの接続期において、切れ自なく、適切な支援に繋がることができる仕組みの整備が必要である。併せて、支援機関ごとの連携強化が重要である。

また、必要な情報がタイムリーに提供されるシステムの構築等とともに、本人及び保護者・家族に対し、適切な時期に、確実に支援が富くような仕組みづくり等の検討も必要である。

# Ⅳ 支援体制の強化・充実

- 〇 就学前の対象者増加に対する、支援体制の拡充。
  - ・・・・ 就学前の発達障害児支援体制の拡充を行うべきである。

それに際しては、地域療育センターの機能見直しを抜本的に管育っともに、関係する地域の支援機関が担うべき役割となる地域の支援機関が担うべき役割となる情報にすることにより、効率的・効果的な支援体制の再構築及び必要な拡充を検討すべきである。

- 〇 学齢後期における、支援の量的拡大と質的向上。
  - ··· 学齢後期障害児支援事業等それぞれの支援組織が担うべき役割と方向性を明確にした上で、効率的・効果的な支援体制の再構築および必要な拡充を検討すべきである。

# ▼ 人材育成

- 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成。
  - … 今回対象とした児・者への支援に特化した、専門性の高い人材の育成が必要である。 また、専門性のあり方についても、改めて検討が必要である。

同時に、福祉・教育等関係者、企業、学校、地域社会など身近な支援者全般が、発達障害に関する適切な理解と対応を身につけることも求められている。

#### 5 おわりに

#### (1) 施策の再構築における留意点

これまで横浜市では、できる限り低年齢で障害を発見し、療育に結びつけようとする「早期発見・早期療育」の理念を掲げ、障害関連施策に取り組んできた。その結果、支援を必要とする多くの障害のある方を、福祉・医療・教育等の適切な機関に繋げることが可能となった。

しかし、今回対象とした発達障害児・者の生きづらさは、これまで早期発見の主なターゲットとしてきた未就学期等に限らず、ライフステージのあらゆる時点において発現する。

そのため、今もなお多くの方が必要な支援機関に繋がることができず、社会的な理解を得られずに、時には二次障害を併発し、苦しんでいる状況がある。

こうした現状を打破するために、「気づきの促進と未来に繋がる支援(Right time & Bright life)」すなわち、いかなるライフステージにおいても、本人や周囲の人々等がタイムリーに認知し、必要な支援にいつでも繋がることができるようにすべきであるという視点を持ち、施策展開の再構築を図るべきである。

そのためには、本人や保護者・家族、福祉・教育・医療等の支援機関、行政、地域社会等のを様な支援主体が、役割分担と連携のもとで、一体となり全員参加型で課題解決に取り組んでいく必要がある。

こうした取組の推進により、多様性を認め合い、誰もが安心して生き生きと暮らすことができる社会を実現する役割が、横浜市に課せられていると考える。

### (2) 障害施策全体の中での発達障害施策

また本意見に関し、対象を「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達 障害児・老」としたことについては、今回の対象児・者の急激な増加に対し、現在の障害施策 が十分に対応しきれていないため、(他の障害種別を含めた)施策全体の不均衡が生じ、それぞ れが持つ本来の機能を十分発揮できなくなっているとの認識も、背景に有している。

そのため、今回の対象児・者への支援体制を充実させるとともに、従来からの障害施策の対象である知的障害児・者への支援体制を重に拡充することによって、障害施策全体の均衡が図られ、それぞれの施策が首ずと、本来の機能を果たすことができるようになると考える。また今回の意見の作には、「支援機関の連携と役割が対応による効果的・効率的な支援」や「多様な人材育成」「地域社会における美生のための理解促進」「保護者及び家族等支援の充実」等、障害施策全般に共通する、有効な指摘が含まれているのではないかとも考えている。

### (3) 期待する今後の取組

今回の意見を参考とした主で、横浜市の発達障害施策の方向性が明確化し、具体的な施策に 結び付けられることを、当検討委員会は心より顔っている。またこれらが、第4期横浜市障害 者プラン、第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画、第4期横浜市教育振興基本計画等に反映 されることを期待している。

そのために今後、関係機関等からさらに幅広い意見を受け、議論を深めるとともに、具体的な施策の検討を行っていくことが望ましいと考えている。

きんこうしりょう参考資料

# へいせい ねんど よこはましはったつしょうがいけんとうかいい いんめいぼ 平成30年度 横浜市発達障害検討会委員名簿

		氏 名	L <sub>s</sub> ぞく 所 属
1	がくしきけいけんしゃ 学識経験者	ゎたなべ まさたか 渡部 匡隆	はこはまこくりつだいがくきょうじゅ 横浜国立大学教授 だいがくいんきょういくがくけんきゅうかこうどきょうしょくじっせんせんこう 大学院教育学研究科高度教職実践専攻
2	がくしきけいけんしゃ 学識経験者	O S t	とうようえいわじょがくいんだいがくにんげんかがくぶ東洋英和女学院大学人間科学部
3	いりょうじゅうじしゃ 医療従事者	たかぎ かずえ 高木 一江	まこはましちゅうぶちいきりょういくせんたっ横浜市中部地域療育センター
4	にようがいてします。 なくし かん 障害児・者の福祉に関す しきょう じゅうじ る事業に従事する者	*************************************	まこはましそうごうり は ぴ り て ー しょんせんたー横浜市総合リハビリテーションセンター
5	にますがいてします。 まくし かん できまう じゅうじ もの る事業に従事する者	すりだ じゅんいち 寺田 純一	<sup>ちぃきかっどうほ - も</sup> かながわ地域活動ホーム ほのぼの
6	障害児・者の福祉に関す できょう じゅうじ る事業に従事する者	安藤壽子	NPO法人 L'enfantPlaza (らんふぁんぷらざ)
7	障害児・者の福祉に関す できょう じゅうじ る事業に従事する者	西尾 紀子	はこはましはったつしょうがいしゃしえんせんたー 横浜市発達障害者支援センター
8	にきまう じゅうじ もの る事業に従事する者	かけだ きいこ 池田 彩子	NPO法人 ユースポート横濱 NPO法人 ユースポート横濱 たかものさほーとすてーしょん よこはま若者サポートステーション
9	にようがいじ で書児・者やその家族	<sup>さかがみ なおこ</sup> 坂上 尚子	n なが わえるでいーとうはったっしょうがいじ 神奈川 L D 等発達障害児・者親の会 にじの会
10	にようがいじ しゃ かぞく 障害児・者やその家族	なかの みなこ 中野 美奈子	はこはましじへいしょうじ しゃおや かい 横浜市自閉症児・者親の会

# へいせい ねんど よこはましはったつしょうがいけんとういいんかいじむきょくめいぼ 平成30年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿

きょく 局 名	補 職 名	氏 名
けんこうふくしきょく 健康福祉局	しょうがいふくしぶちょう 障害福祉部長	もとよし きわむ 本吉 究
	きかくかちょう 企画課長	平木 浩司
	しょうがいきかくかちょう 障害企画課長	た変 美佐子
	しょうがいふくしかちょう 障害福祉課長	きょう ゆうこ 佐藤 祐子
	しょうがいしえんかちょう 障害支援課長	かみじょう ひろし 上條 浩
	せいしんほけんふくしすいしんたんとうかちょう 精神保健福祉推進担当課長	えのもと りょうへい 榎本 良平
こども青少年局	こども福祉保健部長	ほその ひろつぐ 細野 博嗣
	きかくちょうせいかちょう 企画調整課長	がくしま せいや 福嶋 誠也
	しょうがいじゃく しほけんかちょう 障害児福祉保健課長	*ルとう *****   遠藤 文哉
	せいしょうねんそうだん せんたーしょちょう 青少年相談センター所長	うちだ たろう 内田 太郎
	ほうかごじどういくせいかちょう 放課後児童育成課長	************************************
	こそだ しぇんかちょう 子育て支援課長	ながい ゆか 永井 由香
	ほいく きょういくうんえいかちょう 保育・教育運営課長	武居 秀顕
	ほいく きょういくじんざいかちょう 保育・教育人材課長	*************************************
	ょう ほ しょうれんけいたんとうかちょう 幼・保・小連携担当課長	かねこ まさと 金子 正人
教育委員会事務局	とくべつしぇんきょういくかちょう 特別支援教育課長	すゃま じろう 須山 次郎
	とくべつしぇんきょういくそうだんかちょう 特別支援教育相談課長	青木 正章

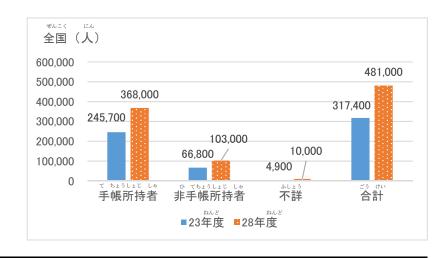
# mh nh き そ じょう ほう **関 連 基 礎 情 報**

けいど ちてき おく ともな ちてき おく ともな はったつしょうがいじ しゃ おおはば ぞうか **野度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者』の大幅な増加」について** 

< P 1 掲載 (※1) に関する基礎情報>

# こうせいろうどうしょう せいかつ かん ちょう さ ぜんこくざいたくしょうがい じ しゃとうじったいちょう さ 1 厚生労働省 「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)

はったっしょうがい しんだん to かず 発達障害と診断された者の数



# 2 地域 療 育センター初診件数と発達 障 害の診断件数

も いき りょういく せ ん た ー しょ しんけんすう 地域 療 育センター初診件数 はったつしょうがい しんだんけんすう と発達 障 害の診断件数

※ ここでの「発達障害」は、 知的な遅れの有無を問わない。



# はったつしょうがい かん せんもんそうだん し えん き かん しん き そうだんしゃ りょういく て ちょう ひ しょ じ しゃ ねん ど 3 発達 障 害に関する専門相談支援機関への新規相談者のうち、 療 育手 帳 非所持者(H29年度)

# (1) 学齢後期発達相談室「くらす」

りょういくてちょうしょじしゃ 療育手帳所持者 ばーせんと 18 人(14.75%)

でうけい LA® 合計新規 そうだんしゃすう 相談者数 122 人 りょういくてちょう 療育手帳 す所持者 104 人 (85. 25%)

# (2) 発達障害者支援センター

りょういくてちょうしょじしゃすう 療育手帳所持者 にん ぱーせんと 4人(1.99%) ごうけい Live 合計新規 そうだみ Live すう 相談者数 にん 201 人

療育手帳 非所持者 197人 (98, 01%)

# いっぱんがっきゅう ざいせき とくべつ しえん ひつよう じどうせい とすう すい い 4 一般学級に在籍する特別な支援が必要とされる児童生徒数の推移

# へいせい ねんど はったつしょうがい じどうせいと かん ちょう き 平成29年度「発達 障 害のある児童生徒に関する 調 査」より

※ 手帳および診断の有無を問わない調査のため、あくまで参考値。



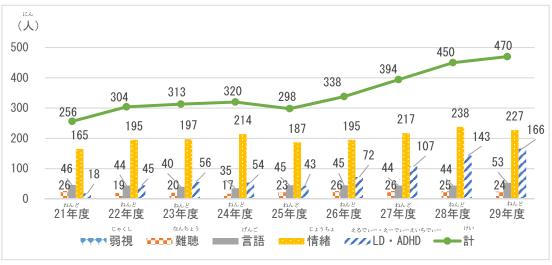
#### つうきゅう しどうきょうしつざいせき じ どうせい と すう 5 補級 指導教 室在籍児童牛徒数

# つうきゅう しどうきょうしつ じどうせいと通級指導教室児童生徒

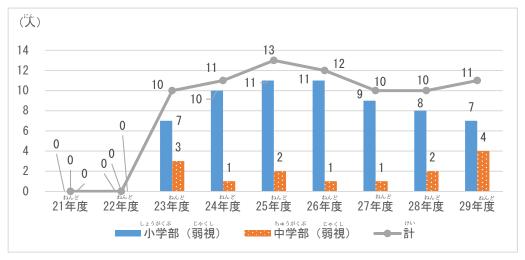
# 小学校



# サ学校



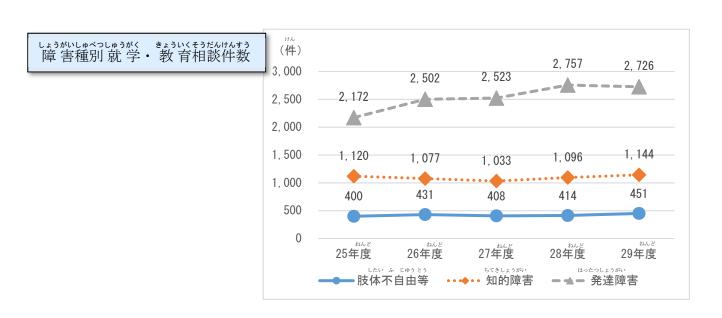
# **警**特別支援



# ろう特別支援



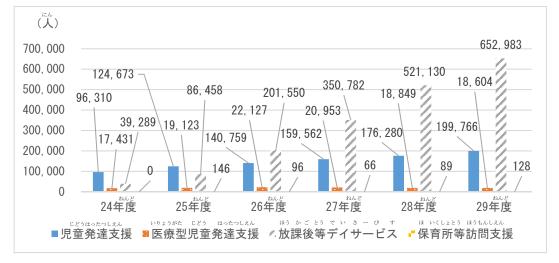
# しょうがいしゅぐつしゅうがく きょういくそうだんけんすう 6 障害種別就学・教育相談件数



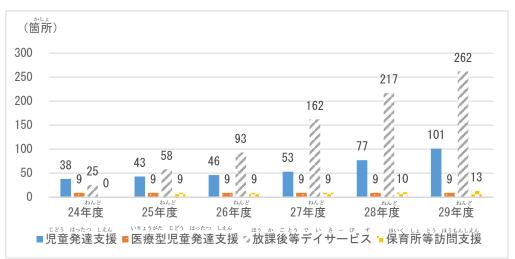
< P 1 掲載 (※ 2) に関する基礎情報>

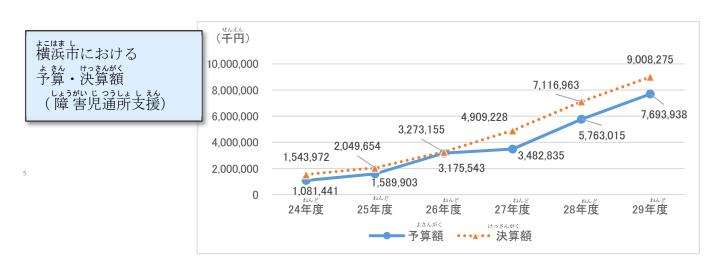
#### じどうふく しほう もと さー び す | 児童福祉法に基づくサービス

# の りょうにんずう延べ利用人数



# じぎょうしょすう事業所数





30 文科初第357号 障発 0524 第2号 平成30年5月24日

答都道府県知事 各指定都市市長 答都道府原教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 答指定都市教育委員会教育長 附属学校を置く答国公立大学法人学長 構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の 認定を受けた答地方公共団体の長

が配

教育と福祉の連携については、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等(以下「学校」という。)と児童発達支援事業所、 版課後等デイサービス事業所等(以下「障害児通所支援事業所等」という。)と児童発達支援事業所、 版課後等デイサービス事業所等(以下「障害児通所支援事業所等」という。)との相互理解の促進や、保護者も含めた情報其有の必要性が指摘されているところであり、各地方首治体において、教育委員会や福祉部局の主導のもと、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ首ない支援が受けられる支援体制の整備が求められている。

特に、発達障害者支援については、発達障害者支援法の一部を改正する法律(平成28年法律第64号)が平成28年8月1日から施行されており、「個々の発達障害者の性別、特齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の繁密な運携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ自なく行われなければならない」とされている。

こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、昨年の12月より、尚省による家庭と教育と福祉の連携「トライテングル」プロジェクトにて検討を行い、このたび、本年3月に別添1のとおり「家庭と教育と福祉の連携「トライテングル」プロジェクト報告」(以下「報告」という。)を取りまとめたところである。

満省においては、報告を踏まえ、今後さらに施策の充実を図ることとしており、貴職におかれても報告の趣旨を踏まえ、予記について積極的な散組をお願いしたい。

なお、答都道府県におかれては、貴管内市町科(指定都市を除き、特別区を含む。)及び関係機関等に対して、答都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町科教育委員会に対して、答指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の

も 長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては、所 属学校に対して、このことを干労周知し、本通知の運用に遺漏のないようご配慮願いたい。

記

1 教育と福祉の連携を推進するための方策について

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。 各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、対方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ自なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、以下の取組を促進すること。

(1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について

学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、障害のある子供の情報が双方の現場で共有されにくいことを踏まえ、各地方自治体は、教育委員会と福祉部局が共に主導し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための「連絡会議」などの機会を定期的に設けること。その際、各地方自治体は、別添2の地方自治体の実践事例等を参考に、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び(自立支援)協議会等の既存の協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること。

(2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

例えば、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、放課後等ディサービスについての教職員の理解が深まっていないために、対象児童生徒の学校における様子などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。これを踏まえ、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保し、学校の教職員等に対して制度の周知を図ること。

また、特に、保育所、幼稚園、認定こども園等の子供とその保護者が集まる場には、発達障害に関する知識を有する専門家を派遣する、巡回支援専門員整備事業を活用するなどし、発達障害についての知識や対応技術の普及を促すこと。

(3) 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動的容や課題、担当者の進絡 先などが共有されていない等により、両者の首滑な立ま立二ケーションが図れず連携ができてない。他方、個点の障害児に対する支援計画については、答学校において個別の教育 支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している。こうした状況を踏まえ、学校と障害児通所支援事業所等間の連携方策について、別添2の地方首治体の実践事例を参考に検討し、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の世籍の仕組みを構築すること。

#### 2 保護者支援を推進するための方策

障害のある子供やその保護者にとって、費削的な箱談ができる機関や保護者向土の交流の場が必要であることを踏まえ、各地方首治体においては、以下にデす支援等に取り組むこと。

#### (1) 保護者支援のための相談窓口の整理について

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの答段階で、必要となる相談整百が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を干労に受けられないことがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局が連携し、別添3に宗した相談整百を一完化している地方自治体の事例等を参考に、教育委員会や福祉部局等の関係部局及び教育を少多二、保健所、発達障害者支援を少多二、児童発達支援を少多二等の関係機関の相談整百を整理し、保護者が自治体のどこの部署や機関に指談すればよいのかを分かりやすく宗すこと。

なお、箱談の対応に際しては、以下の2(2)で作成したハンドブックを活用するなど、 類当以外の職員であっても適切な窓首を紹介できるようにすること。

#### (2) 保護者支援のための情報提供の推進について

保護者は、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等のサービス的容や利用方法が分からず、子供に合う事業所を見つけることに苦労したり、相談窓口がわからず、誰に相談してよいのかわからないということがある。これを踏まえ、各地方首治体においては、福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、支援に係る情報や相談窓口が一首で分かるような、保護者前けハンドブックを作成すること。

さらに、答地方自治体がハンドブックを作成する際には、別添4を参考に、障害についての基本的な事項、子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要、その自治体において提供される行政サービスの内容や相談機関の概要と連絡先等など、保護者が必要とする内容を盛り込み、継続的にその活用と周知を図ること。

## (3) 保護者同士の交流の場等の促進について

周囲に主管でに関する悩み等を話せる人がおらず、障害のある主体の保護者が孤立感・孤独蔵を感じてしまい、家にひきこもってしまう場合があることを踏まえ、各地方自治体においては、こうした保護者同士の交流の場を設けるビデザボートの推進や専門的な研修を受けた障害のある主供を持つ保護者(以下「ペデンントメンター」という。)の養成及びペデンントメンターによる指談支援を実施すること。

また、家庭での教育も重要であることから、保護者が発達障害の特性を踏まえた接し方や褒め方等を学び、子供の問題行動を減少できるよう、保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトルーニングによる支援を行うこと。

さらに、教育委員会においても、福祉部局と連携しつつ、就学相談、教育相談等の機会を捉え、保護者同士の交流を促進するような取組を促すこと。

## (4) 専門家による保護者への相談支援について

障害児支援利用計画の作成にあたる箱談支援専門員について、障害のある子供や発達障害について専門的知識を着する者が不足していることを踏まえ、各都道府県は、箱談支援

### 【本件連絡先】

文部科学者初等中等教育局 特別支援教育課支援総括係 齊藤

TEL: 03-5253-4111 (内線 3254)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害者支援係 当新

TEL: 03-5253-1111 (内線 3038)

- 別添1. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告 (平成30年3月29日 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト表告 (平成30年3月29日
- 別添2. 教育と福祉の関係部局・機関の関係構築の場として、既存の会議を活用した事例及び学校と障害児通所支援事業所等との連携の実践事例
  - ① 徳島県
  - ② 大阪府箕面市
- 別添3. 相談窓口一元化の実践事例
  - ① 東京都日野市
  - ② 新潟県三条市
- 別添4. 保護者支援のためのハンドブック作成にあたってのポイント

(参考1) 栃木県宇都宮市の例:

「発達障がいを正しく理解しよう! (乳幼児期編)」リーブレット、パンブルット

http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogai/hattatsu/1004265.html (参考2) 富山県の例:

「ひとりじゃないよ(学齢期)発達障害支援ハンドブック」ハンドブック http://tym-ariso.org/not\_alone.html

# 【横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性】

★ 【乾春の施策等の変革】 及び【新規の散組】 が必要な事項

$\star$	【既存の施策等の変革】及び【新規の取組】					
	5ゅうしゅつ こうもく 抽出された項目	47 = 5 4 /	項首(求められているもの) 	数象となる機関、変び - ************************************		
1	・ 集団生活の苦しさ ・ 支援の必要性を声に出しにくい ・ 支援の必要性を声に出しにくい ・ 二次障害の発生 ・ 発達障害がいる。	大項目	が項首 本人がその人らしく生きるため の支援の充実。	主な担い手候補となる機関		
2	<ul> <li>居場所になれるところがない</li> <li>中学高校以降の居場所不足(仲間が減る、孤立化)</li> <li>二次障害の発生</li> <li>二次で書のパチンク(医療的なサポートが必要)</li> </ul>		当事者の居場所の充実。	<ul> <li>○ 障害者地域活動ホーム</li> <li>○ 地域ケアプラザ</li> <li>○ すりを相談です。</li> <li>○ ユースプラザ</li> <li>○ エースプラザ</li> <li>○ オ者サポートステーション</li> <li>○ よこはま型若者自立塾</li> <li>○ 放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール</li> </ul>		
3	<ul> <li>ことによった。</li> <li>ことによった。</li></ul>	本人への 支援	二次障害(引きこもり等)への たいまうりょくこうじょう 対応力向上。	<ul> <li>○ 小学校・中学学校・高等等特別支援学校</li> <li>○ 特別を指した・サットを・技能連携校</li> <li>○ 特別を制設をは、サットを・技能連携校</li> <li>○ 通過を持続を、サットを・大きに連携をを対して、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに</li></ul>		
4	<ul> <li>大学生になって(発達障害に)気づく</li> <li>就職段階で発達障害だと告知される</li> <li>自己理解の不足</li> <li>家庭生活を築きにくい</li> <li>支援の必要性を声に出しにくい</li> <li>パートナーが困っている</li> <li>親なき後の支援(の質)</li> <li>親かきるのプレッシャー</li> </ul>		成人期の課題に対する、本人 はまな じゅうじつ 支援の充実。	<ul> <li>○ 区福祉保健センター         <ul> <li>(高齢・障害支援センター</li> <li>(高齢・障害支援センター</li> <li>(高齢・障害支援センター</li> <li>(高齢・診診支援センター</li> <li>(高齢・診診支援センター</li> <li>(高齢・診診支援・センター</li> <li>(高齢・診診支援・センター</li> <li>(高齢・診診支援・大力ター</li> <li>(高齢・診診支援・大力ター</li> <li>(高齢・診診支援・大力ター</li> <li>(高齢・診診支援・大力ター</li> <li>(高齢・診診支援・大力ター</li> <li>(高齢・診診支援・大力ター</li> <li>(高・変形・対力をは、対力を表し、対力のでは、対力ので</li></ul></li></ul>		

	まゅうしゅっ まっとく 課題項目(求められているもの) 対象となる機関、及び 抽出された項目 ちゃことく しゅうこと まっという はいこう はんしゃ ないこう はんしゃ まっという はいしゃ はいしゃ まっという はいしゃ はいしゃ はいしゃ はいしゃ はいしゃ はいしゃ はいしゃ はいしゃ					
	抽出された項目 	大項目	小項目	主な担い手候補となる機関		
5	<ul> <li>・ 類が障害があることに気付かない</li> <li>・ 親の障害受容に時間がかかる</li> <li>・ 保護者への継続的なサポート</li> <li>・ 保護者に対する教育、及び支援の不足(サービス利用を含め)</li> <li>・ 親に対する共感的な支援(ペアレントメンター)</li> <li>・ 子どもの変化に気づきにくい</li> <li>・ 支援の選択肢、情報の</li> <li>・ 支援の選択肢、情報の</li> <li>・ 支援の選択している。</li> <li>・ 大きなが変化に送う</li> <li>・ 大きなが変化に送う</li> <li>・ 大きなが変化に送う</li> <li>・ 大きなが変化に送う</li> <li>・ 大きなが変化に送う</li> <li>・ 素がらのプレッシャー(が強い)</li> <li>・ 保護者・支援者の責任なのか?</li> <li>・ 家族等の変化「どこにつれていったら良いか?」に変わってきている。</li> <li>・ 両親の一方が両方が発達障害の疑い</li> </ul>	は保証を表する。 ででである。 は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	保護者及び家族に対する支援の充実。	<ul> <li>● 地域療育センター</li> <li>● 学齢後期障害と変援事</li> <li>● 学齢後期障害と接センター</li> <li>● 通過報告</li> <li>● 大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大</li></ul>		
6	<ul> <li>・ 民間の参入も含め、サービスを再構築</li> <li>・ サービスの選択に迷う</li> <li>・ 家族等の変化「どこにつれていったら良いか?」に変わってきている。</li> <li>・ 療育センターの仕組みが破たん</li> <li>・ コーディネーター機能の不足</li> <li>・ 支援の選択肢、援センターの役割の明確化</li> <li>・ 専門性が十分でない</li> <li>・ 期度はある程度整っているが、運用上の課題がある</li> <li>・ 限行のものをどう活用するかがポイント</li> <li>・ 保育のものをどう活用するかがポイント</li> <li>・ 保育のものをどう活用するかがポイント</li> <li>・ 保育のものをどう活用するかがポイント</li> <li>・ 保育のものをどう活ができたため、地活は土田の利用が多くなっている</li> <li>・ 放譲後等なっている</li> <li>・ 放譲後等をくなっている</li> <li>・ 複雑を表しましている</li> <li>・ 複雑を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま</li></ul>	でである。 大変であるである。 大変であるであるである。 大変である。 大変であるである。 大変であるである。 大変であるである。 大変でなる。 大変でなる。 大変でなる。 大変でなる。 大変でなる。 大変でなる。 大変でなる。 大変でなる。 大変でな。 大変でなな。 大変でなな。 大変でなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	支援機関の役割分担の明確 化等による、効率的・効果的 な対応。			
7	<ul> <li>生涯に置って継続した支援すどが一ター</li> <li>サービス利用のコーディネーを一</li> <li>コーディネーター機能の不足</li> </ul>		ライブステージを遭し、切れ曽のない支援を行うための、 ニーディネート機能の強化。	<ul> <li>● 発達障害者支援センター</li> <li>● 区福祉保健センター</li> <li>● 基幹相談支援センター</li> <li>● 精神障害者生活支援センター</li> <li>● 指定特定相談支援事業所</li> <li>● 障害児相談支援事業所</li> <li>● 特別支援教育総合センター</li> </ul>		

	5051.00 抽出された項目	対象となる機関、及び		
	世出された項目	大項目	小項目	主な担い手候補となる機関
8	<ul> <li>医師、病院の不足</li> <li>医療のネットワークです。</li> <li>精神科医療の必要性</li> <li>心理等の他職種の資源が少ない</li> <li>医療と福祉の連携不足</li> <li>未診断の方は首立に向けての道程で、上手く行く・行かないの差が大きい</li> <li>医療に対する過大な期待</li> </ul>	しえ 後機 の は を と な と 教 と な と 教 と な と か り ! 携 と な と か と か と か と か と か と か と か と か と か	医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充。	<ul> <li>○ 医病院療法</li> <li>○ 医病院療法</li> <li>○ 大き、方になり</li> <li>○ 大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大</li></ul>
9	<ul> <li>・サービスの選択に歩う</li> <li>・情報を一元的に渡せる手段</li> <li>・家族等の変化「どこにつれていったら良いか?」に変わってきている。</li> <li>・保護者に対する教育、及び支援の不足(サービス利用を含め)</li> </ul>		まー ザ すじょうほうていきょう し す て も サービス情報提供システムの <sup>にゅうじっ</sup> 充実。	<ul><li>◎ 横浜市</li><li>◎ 発達障害者支援センター 他</li></ul>
10	<ul> <li>対象者の増加</li> <li>知的な遅れなしが半分、軽度7割(増加中)</li> <li>一見判りにくい特性の子が増えている</li> <li>医学的にも判断が難しくなっている</li> <li>対象があいまい</li> <li>障害を告知する前の支援</li> <li>新しい評価の仕組みが必要</li> <li>保育のユニバーサルデザイン化が必要(発達障害への専門性を高めるばかりでは弱い)</li> </ul>		就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充。	<ul> <li>● 地域療育センター</li> <li>● 保育所・幼稚園</li> <li>● 障害児祖談支援事業所</li> <li>● 障害児通所支援事業所</li> <li>● 地域子育て支援拠点</li> <li>● 地域子育て支援拠点</li> <li>● 障害児地域訓練会</li> </ul>
111	<ul> <li>先生方のサポートが必要(幼保小)</li> <li>制度はある程度整っているが、運用上の課題がある</li> <li>既存のものをどう活用するかがポイント</li> <li>一般級教員の支援不足</li> <li>学校の授業の質を向上</li> <li>普からの教授法でもおから、</li> <li>親に対する教育的関与</li> <li>親に対する教育的関与</li> <li>対抗できない</li> <li>親に対する教育的関与</li> <li>対抗できない</li> </ul>	した 支援 の *強化 拡充 が拡充	教育と福祉の連携等による、 がいればしません。  ***********************************	<ul> <li>○ 教育学校・高等学校・高等学校・高等学校・高等学校・高等学校・高等学校・高等学校・高等</li></ul>
12	<ul> <li>二次障害の発生</li> <li>二次障害のリスク(医療的なサポートが必要)</li> <li>福祉に繋がっているか否かで認識が違う</li> <li>家族の孤立感、不安</li> <li>偏った情報</li> <li>居場所になれるところがない</li> <li>中で高校以降の居場所不足(仲間が減る、孤立化)</li> <li>家との関係が希薄に</li> <li>対象があいまい</li> </ul>		がくれいこうま 学齢後期における、支援の 場合できかくだい しつでき こうじょう 量的拡大と質的な向上。	<ul> <li>○ 中学校·高等学校</li> <li>○ 特別支援学校·高等特別支援学校</li> <li>○ 特別支援学校·高等特別支援学校</li> </ul>

もゅうしゅっ 抽出された項目	### 課題 大項目	項目(求められているもの) 小項目	対象となる機関、及び 主な道い手候補となる機関
	人材育成	はったっしょうがい 発達障害に関する支援力を うりにつけた支援者の養成。	<ul> <li>○ 国</li> <li>○ 横浜市</li> <li>○ 教育委員会</li> <li>○ 発達等がおりませんなー</li> <li>○ 地域を対するとするときを表生しなる。</li> <li>○ 地域を対するときを表生しまるときを表生した。</li> <li>○ 地域などのは、またを表生した。</li> <li>○ 学齢後期障害児支援事業所他</li> </ul>
	にようがいりかい 障害では で を を を を を を を を を を を を を を を を を を	地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成。	<ul> <li>○ 構造</li> <li>○ 教育委員会</li> <li>○ 教育委員会</li> <li>○ 登記を送りまする</li> <li>○ 大き</li> <li>○ でき</li> <li>○</li></ul>
大学教員を含めての周囲の理解不足     た業のメンタルへルえへの支援が不足している     大学の職員の障害への理解が必要     就労支援機関の認識不足(決めつけ、押し付け)		特に教育・就労場面における、本人を取り巻く周囲への 理解促進。	<ul> <li>● 横浜市</li> <li>● 発達障害者支援センター</li> <li>● 就労支支援センター</li> <li>● 専門学校・大学・企業等</li> <li>● 障害児・者団体(当事者・家族会等)</li> </ul>

~\ ねん せい がつ 平 成 年 月 31 3 とう い いん かい 計 委 員 会 tt 浜 たつ しょう **達 障** <sub>けん</sub> 検 し 市 はっ ない 発 害



平成31年度

よ さん がい よう

# 予 算 概 要

~障害児・者施策抜粋版~



よ さん がい よう **予 算** 概 要

thん こう ふく し きょく **健** 康 福 祉 局

おようこうれいしゃかい むか じんこうげんしょう よそう げんざい しぇん ひっよう こうれいしゃ しょうがいしゃ 超高齢社会を迎え、人口減少が予想される現在、支援を必要とする高齢者、障害者、せいかっこんきゅうしゃとう ぞうか なくし ほけん しみんに ず たょうか ぞうだい 生活困窮者等は増加しており、福祉・保健への市民ニーズは多様化し増大しています。

このような状況の中で、福祉・保健分野における市民生活のの安心・のなるを確保するため、「横浜市中期4か年計画2018~2021」をはじめとする各種計画の目標達成に向けた施策を
またくじっしょっし
着実に実施するとともに、10年、20年先を見据え、将来に渡って持続可能な施策の充実を
がくしゅとりくみ
目指し、健康づくりをはじめとした各種取組を推進していくことが必要です。

そこで、平成31年度は、

- 1 健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保
- 2 地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加
- 3 障害者福祉の充実
- 4 暮らしを支えるセーフティネットの確保
- 5 参加と協働による地域福祉保健の推進

を5つの柱として掲げ、取り組んで行きます。主な取組として、

(株こう まつくりと健康危機管理などによる市民の安心確保では、健康経営の普及や、うまっきんくぼいんとした健康ライフスタイルの浸透、受動喫煙防止対策など、けんこうといるすたいる。 受動喫煙防止対策など、けんこうとは、はぼうしまく じゅうし とりくみ てんかい けんこうじゅみょう えんしん めば 使康・予防施策を重視した取組を展開し、健康 寿命の延伸を目指します。また、増加する火葬や墓地の需要に対応するため、東部方面(鶴見区)での新たな斎場整備を進めるとともに、市営墓地の整備に取り組みます。

地域包括ケアの推進と高齢者の社会参加では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携や、介護サービスの充実を図ります。増大する介護ニーズに対応するため、海外からの人材を含めた介護人材の確保・育成を進めます。また、ボルき、こうれいしゃ かつやく 元気な高齢者が活躍できるよう、介護予防・健康づくり、社会参加につながる環境づくりを押込み

障害者福祉の充実では、障害者が自己選択・自己決定のもと住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談支援の体制整備や医療的ケア児・者の在宅生活支援などに取り組みます。また、障害者スポーツ・文化活動の南部方面拠点となるラポール上大岡の開設など、東京2020パラリンピックへ向けた機運の高まりに合わせ、障害者スポーツや文化活動を推進します。あわせて、障害者差別の解消に向けた取組を継続して実施します。

まんか きょうどう ちいきふくしほけん すいしん みちか ちいき きさ かっそうじゅうじっ 参加と協働による地域福祉保健の推進では、身近な地域の支えあいが一層充実するよう 第4期横浜市地域福祉保健計画を推進し、地域福祉保健活動の基盤づくりや協働によるかだいかいけっと く く く く はいかく きょうどう ままん ままん はまん ままん はまん ままん はまん ままん はまん はいかく りを はめるとともに、区計画の策定を支援します。また、地域支援の中核となる地域ケアプラザの運営及び未整備地区での整備に 取り組みます。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」 もくひょう しみんせいかつ あんしん あんぜん かくほ む しょくいんいちがん を目標に、市民生活の安心・安全の確保に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

						(単位:下門)
できる。 もく 項 目		30年度	anを 31年度	₹う げん 増△減	ぞうげんりつ 増減率 ばーせんと (%)	c 備 考
7款						
雄 康 福 祉	か費	327, 302, 989	331, 672, 183	4, 369, 194	1. 3	
1項 松 松 福 祉	5費	44, 678, 999	46, 197, 423	1, 518, 424	3. 4	· 小児医療費
2項	5費	105, 844, 891	111, 471, 842	5, 626, 951	5. 3	は対かしゃらし v けんこうきだんせんたー らう 3ん 障害者福祉費、こころの健康相談センター等運 えいひ しょうがいではす v じゅうど しょうがいといりょうひ しょうが 営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害いたらくし しょう 3んえいひ りは びりてーしょん せん たー者福祉施設運営費、リハビリテーションセンとう 3んえいひ ター等運営費
ます 3項 55 じん 紅 レ 老 人 福 祉	ひ費	10, 645, 772	11, 518, 353	872, 581	8. 2	たがん そ も ひ をがん がくし ひ 老人措置費、老人福祉費、 おがん はせつ みんれいひ 老人福祉施設運営費
で 4項 性 だ 援 生 活 援	ひ費	133, 816, 138	130, 770, 786	△ 3, 045, 352	△ 2.3	生活保護費、援護対策費
5項 5項 機康福祉 整 備		8, 160, 534	6, 984, 799	△ 1, 175, 735	△ 14.4	はんうぶし、しせつ、せいない。 健康福祉施設整備費
6項 公衆衛生	ゅ費	21, 133, 752	21, 581, 823	448, 071	2. 1	公害・石綿健康被害対策事業費
7項 7項 競賣幣生	っ費	3, 022, 903	3, 147, 157	124, 254	4. 1	はくびみえいせいか、まいせいけんをゅうごよい 食品衛生費、衛生研究所費、 しょくくえいせいけんさしょい 食肉衛生検査所費、 かんきょうえいせいとうひ。 環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款	金金	111, 777, 779	117, 457, 163	5, 679, 384	5. 1	
3 1項 5 5 5 5 5 5 7 8 7 8 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8	, きん 11金	111, 777, 779	117, 457, 163	5, 679, 384	5. 1	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高いに呼吸を記される。 こうき こう 国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高いいいいにいいます。 かいら いっこうき こうき こうき こうき こうき こうき こうき こうき こうき こうき
いっ 般 か 計	計	439, 080, 768	449, 129, 346	10, 048, 578	2. 3	

とくべつ	
(性引	(会計)
(17777)	1 <del>73</del> n l /

が、民 が 食 は 保 保 保 保 保 か 会 は 保 保 か 会 は 保 か 会 は 保 か 会 は 保 か 会 は 保 か 会 は 保 か 会 は な か し か し か し か し か し か し か し か し か し か	345, 759, 239	332, 041, 730	△ 13, 717, 509	△ 4.0
事業費会計	282, 469, 382	288, 464, 270	5, 994, 888	2. 1
後期高齢者医療が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対	75, 165, 938	77, 171, 820	2, 005, 882	2. 7
公害被害者救済。	38, 763	37, 755	△ 1,008	△ 2.6
新墓園事業費会計	2, 404, 026	1, 759, 601	△ 644, 425	△ 26.8
特別会計計	705, 837, 348	699, 475, 176	△ 6, 362, 172	△ 0.9

# けんこうふくしきょく いっぱんかいけいよさん あん ざいげん 健康福祉局一般会計予算案の財源

	ねんど 30年度	ねんど 31年度
特でに定い	(43. 9)	(43. 4)
財だ源が	192, 557, 287	195, 062, 418
一いっぱん	(56. 1)	(56.6)
対がが	246, 523, 481	254, 066, 928
合 oru	(100)	(100)
計い	439, 080, 768	449, 129, 346
(	か こうせいひ ) 内は構成比	

# Ⅲ 障害者施策の推進

〜にようがいふくししゅょうじぎょう がいよう 〜障害福祉主要事業の概要〜

## 1 **障害者総合支援法に基づく主な事業**

	ドギトラー ゆべつ	ほんしぎょうかい
	じぎょうしゅべつ 事業種別	ほんしじぎょうめい 本市事業名
		居宅介護事業、障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要16】
	にようがいふくしさ ー び す ひ とう 障害福祉サービス費等	にようがいしゃしえんじせつ とう じりつ しえんきゅうふひ 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要20】
	(介護給付、訓練給付)	にもかいよくる - ぶ ほ - む まっち うんかじぎょう はさん かいよう 障害者グループホーム設置運営事業 【予算概要21】
自じり		さいたくしょうがいじ しゃたんき にゅうしょじぎょう 在宅障害児・者短期入所事業
自立支援給	計画相談支援給付費等	計画相談支援事業【予算概要17】
│接~ │給ॄ。		こうせいいりょうじぎょう よさん がいよう 更生医療事業【予算概要25】
付 <sup>う</sup> 。 関 <sup>か</sup> ん	じりつ しえん いりょうひ とう 自立支援医療費等	いりょうきゅうふじぎょう 医療給付事業
連れ	日业文版医燎箕寺	いりょうひ こうひ ふたん じぎょう 医療費公費負担事業
		にきがいたになります。じりつ しまんまのうぶひ ばきん がいよう 障害者支援施設等自立支援給付費 【予算概要20】
	まそうぐ ひ 補装具費	世かかつえんご じぎょう 生活援護事業
	こうがくしょうがいふくし 高額障害福祉	こうがくしょうがいふくしさ 一 び すひとうしょうかんじぎょう
	t - び f とうきゅうふひ サービス等給付費	こうがくしょうがいらくしさ - ぴょ ひとうしょうかんじぎょう 高額障害福祉サービス費等償還事業
	こうけんてきしえん すいしんじぎょう 後見的支援推進事業	しょうがい がた がんしん かいき く せいかつ みまも しくみ 障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組み
	よさん がいよう 【予算概要16】	がきょく知る社会福祉法人等と共に作っていきます。
地点	ちいき かつどうしえん せ ん た ー しょ 地域活動支援センター(障	しょうがいしゃ ちいき なか そうさくかつどう せいさんてきかつどう しゃかい こうりゅう おこな 一 障害者が地域の中で創作活動や牛産的活動、社会との交流などを行う
域 <sup>き</sup>	うがいしゃちいきさぎょうしょがた せいしんしょ 書者地域作業所型・精神障	地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行いま
生は	うがいしゃちいきさぎょうしょがた 害者地域作業所型)	す。
支え	、 よきな がいよう 【予算概要16】	
生活支援事業	しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう 障害者相談支援事業	まから そうだかしょく せん たっとう はいち せんにんしょくいん しょうがいしゃ かいま 数 基幹相談支援センター等に配置された専任職員が、障害者が地域で安
業 3	sed がいよう 【予算概要17】	しん 心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
<b>関</b> かん	はったっしょうがいしゃしえんたいせいせいび じぎょ 発達障害者支援体制整備事	はったっしょうがいじ しゃ らいふす てーじ たいおう しえんたい せい せいび 一発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備
	* ( ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。  し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。  しゅうど したい ふじゆう ちてき しょうがい せいしんしょうがい しょうがいじ しゃとう へる 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘル
	障害者ガイドヘルプ事業	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘル
	【予算概要19】	ぱ- がいしゅっ しぇん たない パーが外出の支援を行います。

# 2 その他の主な事業

	たきのう がたきょてんうんえいじぎょう 多機能型拠点運営事業	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するた
	よさん。がいよう 【予算概要16】	め、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機
		姓。また。 がか 能型拠点」を運営します。
	しょうがいしゃちいきかっどうほ ー む うんえい 障害者地域活動ホーム運営	さいたく しょうがいじ しゃ しえん きょてん にっちゅうかつどう いちじ てき たいざい 在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在
	事業【予算概要16】	ţぇ できょう 等を提供する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。
	せいしんしょうがいしゃせいかっしえん せ ん 精神障害者生活支援セン	がく 各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の
	た - うんえいじぎょう ター運営事業	じりっ せいかっ しえん 自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等
	【予算概要16】	を行っています。
そ	しょうがいしょりつ せいかつ 障害者自立生活アシスタン	地域で生活する単身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相
の 他 <sup>た</sup>	ト事業【予算概要16】	談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。
の	しょうがいしゃきべっかいしょうすいしんじぎょう 障害者差別解消推進事業	はラグレレヒッキヘークカンレヒッテッ゚ しょラグレヒッキ゚ヘラかいよう すいん かか とりくみしい とう the 管害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づ
王ৼ    な	ょさん がいょう 【予算概要18】	いた事業を行います。
主な事業	にようがいしゃしゅうろうしえんじぎょう 障害者就労支援事業	しょうがいしゃ しゅうきうしょん またな しゅうそうしまんせん たー うんむいひ じょせい またな 障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行いま
<b>入</b>	【予算概要23】	す。また、障害者の就労の場の拡大等にも取り組みます。
	では、うがいしゃす ぼ ー つ ぶんか せ ん 障害者スポーツ・文化セン	はではまら ぽ ー る およ  から  かいしょ
	た - かんり うんえいじぎょうとう ター管理運営事業等	まぽー っ ぶか かつどう むしん スポーツ・文化活動を推進します。
	よさん がいよう 【予算概要24】	
	こころの健康対策	いぞんしょうたいさく かん ふきゅうけいはつ そうだんたいおう じっし じき 依存症対策に関する普及啓発、相談対応などを実施します。また、自
	【予算概要26】	つたいさく じゅうじつ む かんけいきかん ちょうないかんけいぶしょ れんけい そうこうてき 殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に
	1111 / 4 4 2 5 4 2 5 11 1 5 4 1 4 7 8 7 8	というない。このほか、措置入院者等の退院後の支援を行います。
	まいしんかきゅうきゅういりょうたいさくじぎょう 精神科救急医療対策事業	けんおようけんかにせいかいし まきうきょうたいせい まんきゅう せいしんかいりょう ひつよう 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とす
	【予算概要27】	がた。う。いったようりょくいりょうきかんたいせいかくほとう。だった。 る方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

16		しょうがいしゃ 障害者の	
10	ちい 地	ませいかっしぇん 域生活支援	
15 4	んねんど 本年度	233億9, 069万円	
ぜう月	かるんど	222億3, 966万円	
	差引	まく 11億5, 103万円	
本は	り国	まく 72億5, 929万円	
本年度のず	県	36億2,964万円	
の財源内	その他	228万円	
訳 <sup>(†</sup>	市費	124億9,948万円	

じぎょうないよう

在宅生活を支える地域の拠点を運営するとともに、本人の 世による。 生活力を引き出す支援の充実を図ることで、障害者が地域 で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。 (**あんしん**) と表記している事業は、「将来にわたるあん しん施策」を含む事業です。)

- **1 後見的支援推進事業 あんしん** 6 **億2**, 997万円 はまずがした かいき ないき で暮らせるように、生活を見守る と 地域を良く知る社会福祉法人等と共に作って いきます。
- 2 多機能型拠点運営事業 あんしん 1億9,964万円 からまる あんしん 1億9,964万円 かっよう はいりょうではける かっよう とする重症に入り降にようがいじょうかい とまる の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問介護 サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を できるいい (3 か所)

に、運営費助成等を行います。

(41か所:社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所)

4 精神障害者生活支援センター運営事業 【中期】 〈拡充〉 あんしん 10億5, 644万円 とうごうしっちょうしょう せいんしょうがいしゃ しゃかいふっき だりつとう しえん たまてんしせつ がたいまう せいんしょうがいしゃ しゃかいふっき だりつとう しえん たまてんしせつ だっちじょうせいかっし えん おこな ど精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として日常生活の支援や きったん おこな せいしんしょうがいしゃせいかつしえん せんたー うんえいひ じょせい 相談などを行う精神障害者生活支援センターの運営費を助成します。

してい かんり ほうしき えーがた 〈 ほじょ ほうしき びーがた 〈 ごうけい 〈 (指定管理方式(A型)9区、補助方式(B型)9区:合計18区)

また、各区におけるサービスの標準化を図るためB型の機能を強化します。  $(9 \, \square)$  がけて、退院サポート事業を新たに  $3 \, \square$ で開始し、全区展開します。  $(18 \, \square)$ 

- 6 **自立生活援助・障害者自立生活アシステン・事業 あんしん 3 億508万円**「はったいたら、 はったいにようがいた。たい はったいにようがいた。たいにようではない。 常時の連
  単身等で生活する障害者に対し、居宅訪問等を通じた日常生活上の助言や相談、常時の連
  終本制等のサービスを提供し、障害者の自立した地域生活を支援します。

17		Lょうがいしゃ 障害者の そうだんしえん 相談支援
はス	んねんど に年度	まく まんえん 18億487万円
ぜ月	が存めど	まく 12億1,024万円
	さしひき 差引	まく 5 億9, 463万円
本はなった。	国	asく 7 億2, 529万円
年度の財	県	a 億6, 265万円
源点	その他	
内 <sup>s</sup> , 訳	です。	7 億1, 693万円

#### じぎょうないよう

#### 

7 億9. 382万円

まかん そうだん えん せん たっとう 基幹相談支援センター等にて身近な地域での相談から こべつでき せんもんでき そうだん そうごうでき じっし 個別的・専門的な相談まで総合的に実施します。

2 計画相談支援事業〈拡充〉 9億7,301万円 「管書福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用 する 作成を含む相談支援を実施します。

また、家族の緊急時等に対応を行った事業所に助成し、計画相談支援の促進を図ります。

3 発達障害者支援体制整備事業【中期】〈拡充〉

あんしん

3,804万円

がき、いとりく 地域での一人暮らしに向けた支援を行うサポートホーム事業を拡大します。

(新規1か所、合計2か所)。

また、発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や強度行動障害に対する
支援がようによびはないとなった。
支援が制の再構築を目的とした事門の委員による検
計を行います。

)	11.01	
18	しょうがい	が が 差別解消・ まいしん まいしん 理解の推進
ほ フ	んねんど に年度	まんえん 3,962万円
ぜ	かねんど	まんえん 3,982万円
	きしひき 差引	<sub>まんえん</sub> △20万円
本年度の財源内訳	国	<sub>まんえん</sub> 1,050万円
	当さ	<sub>まんえん</sub> 525万円
	その他	_
	市費	2, 387万円

#### じぎょうないよう

- (1) リーブレット配布等の普及啓発活動
- (2) 字幕や音声などアクセシビリティに配慮した動画素 が かっよう ますえぬます けいはつかっとう しなき 材を活用したSNSによる啓発活動 **〈新規〉**
- 2 情報保障の取組【中期】〈拡充〉 2,273万円 ちょうかくしょうがいとうこ みゅっに サーしょん はいりょ ひつよう かた 聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な方への情報保障に取り組みます。
- (1) 手話通訳者のモデル配置 (2区)
- (2) タブレット端末を活用した手話通訳対応(全区)
- (3) 市民宛の通知に関する点字等対応

しなん  $\mathfrak{g}$  しりょうとう ぶんしょう ひょうげんみなお たてき しょうがいしゃ わ しりょう さくせい (4) 市民向け資料等の文章の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成

**〈新規〉** 

こ みゅに ゖー しょ んしえん おこな しょうがいしゃしえんあぶり とう かつょうそくしん しんき <u>(5)コミュニケーション支援を行う障害者支援アプリ等の活用促進**〈新規〉**</u>

そうだんおよ ふんそうぼうし とう たいせいせいび ちゅうき 3 相談及び紛争防止等のための体制整備【中期】

969万円

だるかしょうむ 差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決困難事案のあっせんを行う調整委員会を ではなる。

4 障害者差別解消支援地域協議会の運営【中期】

1805万首

程うだんじれい きょうゆう きべつ かいよう かだい とう きょうぎ 相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を 3んえい 軍営します。

19		t : ラがいしゃ 障害者の いどう しぇん 移動支援
ほえ	たたと	61億8, 427万円
前年度		<sup>まく</sup> 57億843万円
差引		4億7,584万円
本年度の財源内訳	り、国	9 億1, 062万円
	県	ak< 4億5,531万円
	その他	<sup>まんえん</sup> 6,461万円
	市費	まく 47億5, 373万円

#### じぎょうないよう 事業内容

にようがいしゃとうがいしゅっ そくしん 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。

# 1 **移動情報センター運営等事業**

あんしん

1億4,767万円

移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報 提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等 の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協 議会で運営します。

2 福祉特別乗車券交付事業 26億1, 583万円

にない こうつうきかん しない うんこう かんさいばす かなぎわし - さ 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサ い ど ら い ん りょう イドラインを利用できる乗車券を交付します。

利用者負担額 (年額) 1,200円 (20歳未満600円)

3 **重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん** まんえん

5億3,009万円

公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉たくして対対を交付します。(助成額1枚500円 交付枚数 年84枚〈1乗車で7枚まで使用可〉)

※ 人工透析へ週3回以上通う腎臓機能障害者は年168枚

4 障害者ガイドヘルプ事業〈拡充〉 あんしん

23億3, 874方円

はゅうど したいふじゅう ちてきしょうがい せいしんしょうがい しょうがいじ しゃとう へる ば - がいしゅっ しぇん 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の支援を行います。通学通所支援の報酬を増額するとともに、医療的ケアの必要な障害児・者に対して有資格の職員が医療的ケアを実施した場合の喀痰吸引等実施加算を新設します。 また、ガイドヘルパー資格取得に係る研修受講料の一部助成等を行います。

5 ガイドボランティア事業 〈拡充〉 あんしん

6. 196**万**円

視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際の付き添いや、特別支援学校の登下校時の集団見守りをボランティアが行います。このうち、集団でまたりの際に交通費が発生するボランティアへの奨励金を増額します。

また、ガイドボランティア養成等の研修を実施する団体に補助を行います。

たくし - じぎょうしゃふくし しゃりょうどうにゅうそくしんじぎょう **あんしん** 1,820万円 **あんしん** 1,820万円 なま しょうしゃ ゆ に ぱ - さ る で ざ い ん た く し - どうにゅうひょう いちぶ じょせい 車いすで乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。

20

にようがいしゃしえんしせつとう 障害者支援施設等 にりつしえん。きゅうふい 自立支援給付費

ほんねんど 本年度		300億2,160万円
ぜんねんど 前年度		まく 278億1, 442万円
さしひき		まく 22億718万円
本年度の財源内訳	田	150億507万円
	県	** <sup>*</sup> 75億253万円
	その他	
	市費	75億1, 400万円

#### じぎょうないよう

にもうがいしゃそうごうしえんほう。 もと にゅうしまた つうしょ できる と にまる と に こうがいしゃ たい にちじょうせいかっ じりっ む に はん しゅうろう いる 障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労 に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。

りょうしゃ すうみこみ **1 利用者数見込** 

が延べ13,506人

# 2 主な障害福祉サービス

(1) 施設入所支援

施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入 \*\*、はいせつ しょくじ かいことう ていきょう 浴・排泄・食事の介護等を提供します。

(2) 生活介護

施設に入所又は通所している人に対し、日中に、 にかうよく にかうよく 排泄・食事等の介護や日常生活しの支援、創 そうさくできかっとう。 創作的活動・生産活動の機会等を提供します。

(3) 就労移行支援

いっぱんしゅうろう いこう む しょく 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に応じた職 がいたく しゅうろうご しょくばていちゃく 場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供します。

(4) 就労継続支援

21	しょうがいしゃ 障害者 くる - ぷほ - む グループホーム
	せっち うんえいじぎょう 設置運営事業

	設	設置運営事業			
	んねんど 午度	<sup>ぁく</sup> 154億14万円			
自	んねんど 打年度	149億2,908万円			
	差引	4億7,106万円			
本年度の財源内訳	り、国	<sup>まく</sup> 59億7, 345万円			
	が県	29億6, 540万円			
	その他	_			
	市費	<sup>まく</sup> 64億6, 129万円			

じぎょうないよう事業内容

1 設置費補助

2億4, 395万円

障害者プラン等に基づくグループホームの新設、発 精化等による移転等にかかる費用を助成します。

- (1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所 しんせっ しょ しょうがいじしせっ さいじょうにゅうしょしゃ ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者 かれいじ いこうそうとうぶん (加齢児) 移行相当分
- t がりんくら- せっち ほじょ (2) スプリンクラー設置補助 29か所

2 運営費補助等〈拡充〉

150億9. 926万円

(2) サテライト型グループホームの促進 (新規)

3 **高齢化** - **重度化対応事業** あんしん

5. 693 芳裕

医療的ケア等が必要となる人居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化及び にゅうどかたいおう、くる - ぶほ - むしぎょう にっし 重度化対応グループホーム事業を実施します。また、既存ホームのバリアフリー改修 に助成を行います。

22	が	しょうがいしゃ 障害者 <sup>せっ</sup> せいび 立設の整備
に フ	んねんど.       上年度	3億4,308万円
ti 月	がなんど 前年度	asく 2億2,364万円
	きしいき 差引	まく 1億1,944万円
本はなった。	困っ	2,819万円
度	th 県	_
対源内訳	その他	******* 19万円
	です	3億1,470万円

### しぎょうないよう 事業内容

はようがいしゃしせつせいびじぎょう ちゅうき **障害者施設整備事業【中期】〈拡充〉 あんしん** 

8. 136万円

にようがいしゃ ちいき にりつ にちじょうせいかつ おく 障害者が地域において自立した日常生活を送るため いっよう しょん ていきょう しせつ まいび ほうじん たい じょ 必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助 せい まこな 成を行います。

- (1) 多機能型拠点(設計費)
- (2) 改修(大規模修繕費) 1か所
- 2 松風学園再整備事業【中期】〈拡充〉

1 億3. 621 万円

にゅうきょしゃ きょじゅうかんきょうかいぜん こしつか せっけいとう すす 入居者の居住環境改善のため個室化の設計等を進め るとともに、同園敷地の一部を活用して入所施設を 整備するため、設計に着手します。

にょうがいしゃしせつあんぜんたいさくじぎょう かくじゅう 障害者施設安全対策事業〈拡充〉

3.111 芳ိ 円

りょうしゃ あんぜんかくほ ほうはんか めら せっち ぶるっく ぐい かいしゅうとう おこな 利用者の安全確保のため、防犯カメラの設置や<u>ブロック塀の改修等を行います</u>。

ふくし じゅさんじょみんえいか じぎょう しんき 4 福祉授産所民営化事業〈新規〉

9, 440万円

みんえいか む しせつ しゅうぜん じっし みんえいか いこう きかん じんけんひじょせい おこな 民営化に向けた施設修繕を実施するとともに、民営化移行期間において人件費助成を行い ます。

- ※民営化予定
- ・中福祉授産所、港北福祉授産所: 32年4月

23		しょうがいしゃ 障害者の しゅうろうし込 就労支援		
ほ フ	んねんど      	3億9,692万円		
ぜく月	んねんど 打年度	まく 3 億4, 086万円		
さしひき 差引		まんえん 5,606万円		
本は	国	l		
年度の財源内訳	lth 県			
	その他	まんえん 999万円		
	市費	まく 3 億8, 693万円		

#### 事業内容

またまた。 企業等への一般就労や福祉的就労を支援します。

しょうがいしゃしゅうろうしえんせん たっ うんえい ちゅうき 1 障害者就労支援センターの運営【中期】

2億9.937方符

にまがいしゃ しゅうろう ていちゃくしえんとう かちな しょうがいしゃしゅうろうしえんせ 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援セ んたー ラムネルン ホテェ ンターの運営を行い、就労を希望している障害者への つの継続した支援を関係機関等と連携して行います。 また、就労支援センターの職員を対象とした研修 により、人材育成を進めます。

- ・障害者就労支援センターの運営 9 か所
- しょうがいしゃきょうどうじゅちゅう ゆうせんちょうたつ すいしん 2 障害者共同受注・優先調達の推進 2. 378 芳ိ 首 はこはまししょうがいしゃきょうどうじゅちゅうせんたー うんれいとう きぎょう 横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業 とう しょうがいしゃしせつ はっちゅうそくしん じしゅせいひん はんろ かくだい 等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大 などにかかる包括的なコーディネートを行います。

# 3 障害者の就労促進【中期】〈拡充〉

7. 377 芳 円

しょうがいしゃ きぎょうとう たいしょう しょうがいしゃ しゅうろう こよう りかい いろ けんしゅうかいとう じっし 障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施します に  $_{1}$  に  $_{2}$  いあーるかんないえききたぐちしゅうろうけいはつしせつ せいび しょうがいしゃしゅうろうかん じょうほうはっしんとう おこな か か ふ え また、  $_{1}$  R 関内駅北口に就労啓発施設を整備し、障害者就労に関する情報発信等を行うカフェ <sup>うんえい</sup> を運営します。

TR関内駅北口就労啓発施設 31年度 工事、竣工

じょうがいしゃ 障害者の 24

すぽ‐っ ぶんか スポーツ・文化

まんねんど 本年度		asく 13億2,179万円
ぜんねんど 前年度		10億8,401万円
	差引	2 億3, 778万円
本年度の財源内訳	国	8,594万円
	県	<sub>まんえん</sub> 3,543万円
	その他	<sub>まんえん</sub> 2, 144万円
	す費	<sub>まんえん</sub> 11億7,898万円

じぎょうないよう 事業内容

にょうがいしゃす ぽーっ ぶんか せんたーらぽーる かみおおおか 障害者スポーツ・文化センターラポール上大岡 せいび じぎょう ちゅうき かくじゅう 整備事業【中期】〈拡充〉 1 億6, 204万円

- しょうがいしゃ す ぽ -っ ぶんか かつどう なんぶほうめん きょてん (1) 障害者のスポーツ・文化活動の南部方面拠点とし ら ぽ - る かみおおおか せいび ねん げつかいしょよてい ラポール上大岡を整備(32年1月開所予定)
- きまざま す ぼ っ シ きかい じゅうじっ む かくしゅ (2)様々なスポーツに触れる機会の充実に向けた各種
- 2 障害者スポーツ・文化センター管理運営事業 【中期】〈拡充〉 11億4. 975万円

りょうしせつ りっち とくせい い しょうがいしゃけぼ - っ 両施設の立地・特性を生かし、障害者スポーツ・ ぶんか かつどう ぜんしてき しえん じゅうじつ はか 文化活動の全市的な支援の充実を図ります

\*\*\* とりくみ しょうがいしゃす ぽ - っ しどうしゃいくせい く主な取組 > 障害者スポーツの指導者育成 す ぽ - っ ぶんかかつどう しゅっちょうきょうしっ スポーツ・文化活動の出張教室

9億6. 515万円

(2) ラポール上大岡**〈新規〉** 

1億8, 460万円

ょこはま ぱらとりえんなーれ じぎょう ちゅうき 3 ヨコハマ・パラトリエンナーレ事業【中期】

1.000芳ိ 首

ねんかいきい めざ せんくてき ぶたい ひょうげん ばらと りぇん なーれ む しょうがいしゃ さいのう はっくっ 2020年開催を目指す先駆的な舞台表現のパラトリエンナーレに向けて、障害者の才能の発掘 かつどう ささ じんざい いくせい すす や活動を支える人材の育成を進めます。

いりょうひ じょせいじぎょう 医療費助成事業 25 こうせいりょうじぎょう 更生医療事業

	んねんど と年度	まく 154億503万円
ぜんねんど前年度		まく まんえん 153億458万円
差引		まく 1億45万円
本年度の財源内訳	ジ围	ask 23億8, 009万円
	が県	まく 46億3,746万円
	その他	まく 16億7, 635万円
	が青	<sup>まく</sup> 67億1, 113万円

じゅうどしょうがいしぬりょうひ じょせいじぎょう 重度障害者医療費助成事業 106億4. 143万円 にゅうどしょうがいしゃ いりょうひ 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を を助成します。

たいしょうしゃ (1)対象者

たのいずれかに該当する方

- ぁ しんたいしょうがい きゅう ア 身体障害1・2級
- い あいきゅー いか イ IQ 35 以下
- う しんたいしょうがい きゅう あいきゅー いじょう あいきゅー いか ウ 身体障害3級かつIQ 36 以上IQ 50以下
- え せいしんしょうがい きゅう にゅういん のぞ エ 精神障害 1 級 (入院を除く)
- (2) 対象者数見込

あ ひょうしゃほけんかにゅうしゃ ア 被用者保険加入者

15, 456人

こくみんけんこうほけんかにゅうしゃ イ 国民健康保険加入者

18, 111人

22,985人

計 56,552人

2 更生医療給付事業

47億6. 360万円

LAttick a 3がいない けいげん きのう かいふく いりょう うけ さい いりょうひ いちぶ こうひふたん 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担し ます。

たいしょうしゃ (1)対象者

たいじょう しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ かた 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方

たいしょうしゃすうみこみ

2,090人

26 こころの健康対策

т Д	んねんど に年度	aく 1億773万円
ぜ月	が存んど	まんえん 7,215万円
	差引	まんえん 3,558万円
本年度の財源内訳	用	1,627万円
	県	<sub>まんえん</sub> 2, 555万円
	その他	まんえん 11万円
	です	<sub>まんえん</sub> 6, 580万円

#### じぎょうないよう

- 1 自殺対策事業【中期】〈拡充〉 5,094万円
- (1) 地域ネットワーク・普及啓発・人材育成 デュネルかとう がきゅうけいはつ じゅう たいまく まき にんざい 講演会等での普及啓発や自殺対策を支える人材 「ゲートキーパー」の養成研修等を行います。
- (2) 自死遺族支援等 電話相談や分かち合いの場(集い)の実施を通 して自死遺族の支援等を行います。

# 2 依存症対策事業【中期】〈拡充〉

2, 334万円

3 措置入院者等の退院後支援

3, 345万円

措置入院者等の退院後支援計画作成及び支援、非常勤医師による退院後訪問等を実施

します。

27	精	#いしんか きゅうきゅう 精神科救急 いりょうたいさくじぎょう 医療対策事業		
	んねんど 大年度	a 億5, 359万円		
ザイ月	んねんど 打年度	3億5,043万円		
きとびき		まんえん 316万円		
本版 年記	くに 国	4,825万円		
度ど	th 県	_		
の 財源 内訳	その他	******* 17万円		
	市費	3億517万円		

### じぎょうないよう 事業内容

せいしんかきゅうきゅういりょうたいさくじぎょう かくじゅう
1 精神科救急医療対策事業〈拡充〉

3億4,622万円

けんなな けんないた せいれいし きょうちょうたいせい 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急な精神 かいりょう ひっょう かた う まょうりょくいりょうきかん たいせい 大人医療を変とする方を受け入れる協力医療機関の体制 確保等を行います。

(1)精神科救急医療の受入体制**〈拡充〉** 

製者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。また、発前の寝台車等を活用し、精神科教急の専用であたに入院した患者のかかりつけ病院等への転院を携め、新たな受入れを可能とします。

(2) 精神科救急医療情報窓口 「EALEA かぞく およ かんけいきかん 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状

ただして適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。

(3)精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床)

精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、 では、いりょうまかり、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、 できまった。 適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。

2 精神科救急協力病院保護室整備事業

「あんしん ]

7**27 =** 0

整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況が関係します。

平 成 31 年 度

よ さん がい よう **予** 算 概 要

こ ど も 青 少 年 局

# せいしょうねんきょくよさんあん こども青少年局予算案について

せいしょうねんきょく よこはましこ ども こそだ しぇんじぎょうけいかく ここども 青 少 年 局 は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画~子ども、みんなが主役!よこは まわくわくプラン~」に基づき、

1 「**子ども・青少年への支援**」として、

こ せいしょうねん さまざま ちから はぐく 子ども・青少年が様々な力を育み、

<sub>すこ</sub> そだ かんきょう 健やかに育つ 環 境 をつくる

「**子育て家庭への支援**」として、

ヒゅっさん こ そだ 出 産・子育てがしやすく、 こそだ たの \*\*\* かんきょう 子育てが楽しいと思える環境をつくる

「社会全体での支援」として、

じじょ・きょうじょ・こうじょ いしき たいせつ 自助· 共 助· 公助の意識を大切にし、 しゃかいぜんたい ことも せいしょうねん そだ かんきょう 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

\_\_\_ という3つの施策分野にまとめ、事業を推進しています。



31ねんど う まえ せいしょうねんき すべ せいしょうねん たい きほんしさく ちゃくじっ 31年度は、産まれる前から青少年期までの全てのこども・青少年に対して、基本施策を着実 すいしん き め そうごうてき じぎょう しさく かくじつ じっし こ こ すこに推進し、切れ目のない総合的な事業・施策を確実に実施するとともに、子どもたちが健やかに モだ あんしん あんぜん かんきょう 育つための安心・安全な環 境 をつくることにも重 点 を置いた予算原案となっています。

また、横浜市子ども・子育て支援事業計画については、31年度中に次期計画(計画期間:32年度 ~36年度)を策定します。

へいせい ねんど おも とりくみ

平成31年度の主な取組

ほいくしょとうたい きじど うかいしょう 保育所等待機児童解消の継続

たいましょうすうせる めぎ うけいれわく かくだい はか ほいくしかくほさく じゅうじっ 待機児童数ゼロを目指し、受入枠の拡大を図るとともに、保育士確保策を充実します。 じどうぎゃくたいほうし とりくみ じゅうじつ

児童虐待防止への取組の充実

せっきはっけん はっせいじ じんそく てきかく たいおう じゅうとくか ぼうし そうごうてき たいさく すいしん 早期発見、発生時の迅速・的確な対応、重篤化の防止など、総合的な対策を推進します。 ことも ひんこんたいさく すいしん

Ш 子どもの貧困対策の推進

電流の将来を担う子どもの育ちを守り、貧困の連鎖を防ぐための取組を推進します。 こそだ しえんしんせいど すべ こそだ かてい しえん

子ども・子育て支援新制度における全ての子育て家庭への支援

保育・教育の質の維持・向上を図るとともに、在宅の子育で家庭への支援を充実します。

ほうかごじどうしえんさく じゅうじつ 放課後児童支援策の充実

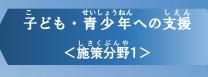
る す かていじどう がくれいき すべ こ ほうかご いばしょ じゅうじつ 留守家庭児童をはじめ、学齢期の全ての子どもたちの放課後の居場所を充実します。

こんなん かか わかものし えんさく じゅうじつ 困難を抱える若者支援策の充実

そうだん しゅうろうしえんとう こんなん かか おかもの じょうたい おう だんかいてき しえん じゅうじつ 相談・就労支援等、困難を抱える若者の状態に応じた段階的な支援を充実します。

# 幼児教育・保育の無償化

31年10月から幼児教育・保育の無償化を実施します。



こそだ かてい 子育で家庭への支援 <施策分野2>

社会全体での支援



しさくぶんや **施策分野1**  こ せいしょうねん さまざま ちから はぐく すこ そだ かんきょう 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

- 3 新制度における保育・教育の実施等 5 保育所等整備事業
- 6 保育・教育の質问上・保育士等確保策 7 幼児教育の支援 8 放課後の居場所づくり

基本施策② 学齢期から青少年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

- 8 版課後の居場所づくり 9 すべての字ども・若者の健全育成の推進
- 10 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

基本施策③ 障害児への支援

11 地域療育センター関係事業 12 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

まなんとさく 基本施策④ 若者自立支援の充実

9 すべての子ども・若者の健全育成の推進 10 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

# 施策分野2 出産・子育でがしやすく、子育でが楽しいと思える環境をつくる

またがしまく 基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援

にかしん にゅうようじき き め しぇん じゅうじっ たょう ほいくに ず たいおう 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実 4 多様な保育ニーズへの対応

#### 基本施策6

えいき こそだ しぇん じゅうじつ 2 地域における子育て支援の充実

またんしきく 基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応と未然防止

- 15 ひとり親家庭等の自立支援 16 D V 対策事業 17 児童扶養手当等
- 20 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

にじょ きょうじょ いしき たいせつ しゃかいぜんたい こ せいしょうねん そだ かんきょう 施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

ました。 基本施策® 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

く じょうそうだんじょ じょうきゃくたい たいおう きょうか しゃかいてきょうこ じゅうじっ 13 区と児童相談所における児童 虐待への対応の強化 14 社会的養護の充実

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

19 子ども・子育て支援事業計画とワーク・ライフ・バランス等の推進

その他児童手当

じどうてぁて 18 児童手当

# 子どもの貧困対策

# <u>平成31年度 こども青少年局予算案総括表</u>

thin think (単位:千円)

					(単位:千円)
(一般会計)					<del>,</del>
項目	30年度	31年度	差号	前年度比(%)	備考
こども青少年費	279, 720, 105	297, 121, 314	17, 401, 209	6. 2	
青 歩 年 費	21, 463, 407	21, 566, 720	103, 313	0.5	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	161, 497, 236	176, 471, 737	14, 974, 501	9. 3	は、こだ。しる。 地域子育で支援費、保育・教育施設運営 し、おにまおいい。 費、幼児教育費、放課後児童育成費、保 くによりなり。 育所等整備費
こ と 後 費	96, 759, 462	99, 082, 857	2, 323, 395	2.5	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保 を受ける。 を受ける。 はい。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 もい。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 もい。 は、 は、 も、 は、 は、 も、 は、 は、 も、 は、 は、 も、 は、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も、 も
諸 支 出 金	629, 772	639, 141	9, 369	1. 5	
特別会計繰出金	629, 772	639, 141	9, 369	1. 5	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、 母子父子寡婦福祉資金、水道事業、 はものはは、また、ひらばれかかがした。 自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
no 版 か m m 一 般 会 計 計	280, 349, 877	297, 760, 455	17, 410, 578	6. 2	
はなかがか (特別会計)					
"好"。 "好"。 "好"。 "好"。 "好"。 "好"。 "好"。 "好"。	473, 759	639, 627	165, 868	35. 0	時子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、 ではいい。 いっぱんがいいない さん 公債費、一般会計練出金
特別会計計	473, 759	639, 627	165, 868	35. 0	

幼児教育・ 保育の 無償化 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施します。(31年10月から)

ようじきょういく ほいく むしょうか がいよう へいせい ねん がつじてん 幼児教育・保育の無償化の概要 (※平成31年1月時点)

# 1 幼稚園、保育所、認定こども園の利用者

- ◆3歳児から5歳児の全ての子どもの利用料を無償化
  - ・子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用料については、同制度における
    りょうしゃふたんがく じょうげん げつがく みんしん じょせい 利用者負担額を上限として月額25,700円まで助成
  - ょうちぇんぉょ にんてい えん きょういくりょう まん まん さい むしょうか 幼稚園及び認定こども園(教育利用)については、満3歳から無償化
- ◇ O 歳児から 2 歳児の子どもの利用料については、市民税非課税世帯を対象として無償化
- 2 地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)の利用者
- しみんぜいひかぜいせたい たいしょう むしょうか ◇市民税非課税世帯を対象として無償化

# 3 私立幼稚園等預かり保育事業の利用者

しりつようちえんとうあず ほいくじぎょう りょう さいじ さいじ こ かず ほいく ◇私立幼稚園等預かり保育事業を利用する3歳児から5歳児の子どもについては、<u>預かり保育の</u>りょうりょう むしょうか 利田料を無償化

※国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する子どもの利用料については、市単独助成として無償化します。

# 4 横浜保育室(0~2歳児)、年度限定保育事業の利用者

しみんぜいひかぜいせたい たいしょう むしょうか ◇市民税非課税世帯を対象として無償化

# 5 認可外保育施設等の利用者

# 

- いっぱんてき にんかがいほいくしせつ ベザーほでる ベザーしったー にんかがい じぎょうしょないほいくしせっ 一般的な認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育施設
- ・子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業
- でようじほいくじぎょう ふぁぁみ リー・さ ぽーと せんだー じぎょう・病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業
- ※無償化の対象となる認可外保育施設等は、届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督 基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも5年間の猶予期間が設けられ、無償化の対象となる予定です。

#### しょうがいじつうえんしせっとう 6 障害児通園施設等(※)の利用者

- ◇3歳児から5歳児の子どもについて、利用料を無償化
- でしょうがいじつうえんしせつとう じどうはったつしえん いりょうがたじどうはったつじえん きょたくほうもんがたじどうはったつしえん (※障害児通園施設等: 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、 ほいくしょとうほうもんしえん おこ じぎょうしょ ふくしがたしょうがいじにゅうしょしせっおょ いりょうがたしょうがいじにゅうしょしせっ 保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設)

#### 

本	ををを	3, 326, 407千円
ぜん	年 度	せんえん 3, 299, 076千円
き	₩.	27, 331千円
本年度の財源内訳を記して、国は県での財源内訳を記して、国は県での財源内部を記して、日本の財源内部を記して、日本の財源内部を表して、日本の財源内的財源内別の関係を表して、日本の財源内的財源の対象を表して、日本の財源内的財源の対象を表して、日本の財源内的財源の対象を表して、日本の財源内的財源の対象を表して、日本の財源の対象を表して、日本の財源内的財源の対象を表して、日本の財源の対象を表して、日本の財源の対象を表して、日本の財源の対象を表して、日本の財源の対象を表して、日本の財源の対象を表して、日本の財源の対象を表して、日本の財源の対象を表して、日本の財源の対象を表して、日本の財源の対象を表して、日本の財源の対象を表して、日本の財源の対象を表して、日本の財源の対象を表して、日本の財源の対象を表して、日本の財産を生産を生産を生産を生産を生産を生産を生産を生産を生産を生産を生産を生産を生産	国	th 18,989千円
	県	24, 493千円
	その他	せんえん 121千円
	せんえん 3, 252, 804千円	



ちいきりょういくせんたー りょういくくんれんようす 【地域療育センターにおける療育訓練の様子】

# じぎょうないよう 事業内容

の歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関、地域における中核機関として地域療育セジターの運営を行います。

また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や、主に発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。

さらに、発達障害児支援体制の再構築を目的とした専門の委員による検討を行います。

# 1 地域療育センター運営事業<拡充> 28億161万円

増加する障害児への支援充実のため「原則として2週間以内に相談員による面談」や初期の療育の場として親子で参加する「広場事業」を実施するとともに、東部地域療育センターの医師等を増員し、初診待期期間の短縮及び地域支援の充実を図ります。

うんえいほうじんとう

(単位:千円)

2,801,605

センター名		連宮法人等	本年度予算
1	なんぶ かき りょういくせんたー 南部地域療育センター	してい かんりしゃ	361, 962
2	ちゅうぶちいき りょういくせんたー 中部地域療育センター	にいかんりしゃ 指定管理者: (福)青い鳥	407, 253
3	とうぶ かいき りょういくせんたー 東部地域療育センター	(作用) 月 V "局	415, 681
4	とつか かき りょういくせんたー 戸塚地域療育センター		338, 932
5	ほくぶちいきりょういく せんたー北部地域療育センター	していかんりしゃ 指定管理者: ふくょこはましりはびりてーしょんじぎょうだん	304, 292
6	せいぶちいきりょういく せんたっ 西部地域療育センター	♪ く よこはましりはびりてーしょんじぎょうだん (福)横浜市りハヒ`リテーション事業団	370, 297
7	がき りょういくせ ん た - 地域療育センターあおば	みんせつみんえい 民設民営: 経 (福)十愛療育会	283, 972
8	よこはま港南地域療育センター	みんせつみんえい 民設民営: ふく よこはましりはびりてーしょんじぎょうだん (福)横浜市リハビ、リテーション事業団	319, 216

そうごうりは び り て ーしょ んせ ん た ー どうよう さ ー び す ていきょう ※ 総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

計

#### t - び t ないよう (2) サービス内容

そうだん ちいき さ — び す ぶもん 相談・地域サービス部門	試し、関けんせんたー まごなりょういくそうだん すたっぷはけん 思いくしょ ようちえん 福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園 かんけいきかん じゅんかいほうもん ぎじゅつしえん ほいくしょ とうほうもんしえん などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障うがいてそうだんしえんとう 害児相談支援等
診 療 部 門	しんだん、けんさ、ひょうか、くんれんしどうとう 診断、検査、評価、訓練指導等
通園部門	にどうはったつしえん せ 4 た - ちてきしょうがいじ 児童発達支援センター(知的障害児) いりょうがたじどう はったっしえん せんたー したい ふじゅうじ りょういくんれん 医療型児童発達支援センター (肢体不自由児) での療育訓練

### 2 地域療育センター学校支援事業

1億6,398万円

がきりょういくせんたー おようううりはびりてーしょんせんたー 世代がすたっぷ しょうがっこう ほうもん 地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。

(1) 小学校教職員を対象とした研修

一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の 実施、学校が企画した研修等への協力

(2) 小学校教職員への技術的支援

にどう こみゅに ゖーしょん かた けいじぶつ ひょうじほうほう きょうしつない かんきょうせってい きょうざい かっ 児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活ょうほうほうほう かん じょげん 用方法等に関する助言など

3 地域療育センター発達障害児通所支援事業

3億6.082万円

地域療育センター及び総合リヘビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、 主として知的に遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。

6えん - 円
6えん - 円
6えん - 円
さえん
さえん
らえん
らえん

#### じぎょうないよう

しょうがいじおょ かぞく あんしん く がくれいき でいきーびす 障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービス そうだんしえん じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃとう いりょうてき ける とう じっし や相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

### しょうがいじつうしょしえんじぎょう かくじゅう いちぶ さいけい **障害児通所支援事業<拡充>【一部再掲】**

111億4.414万円

(1) 障害児通所支援事業<拡充>

にどうふくしほう 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等(児童発達支援、 版課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)を利用する児 どうたい きゅうふひ ししゅつ 童に対する給付費を支出します。

\*\* ようじきょういく・ ほいく \*\* むしょうかたいしょう \*\* - \*\* じ さんしょう \*\* \*\* かりり 教育・保育の無償化対象(7ページ参照)

○ 放課後等デイサービスの事業所見込数

343か前

(2) 障害児诵所支援研修等事業

にょうがいじつうしょしえんじぎょうしょ さーびす しつ こうじょう はか 障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、 事業所向けに研修を実施します。

「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく ラムネル、サャイたルぽラレヒラ、サルイマタヒニラ ヒヒラ ルニレゥ たル てタセワ 運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切 Lāk ほうほう くるーぷゎーく Costげんしゅう つうな支援の方法について、グループワークや実地研修を通じて まなりかい。 学び、理解を深めます。

# がくれいこうき しょうがいじしえん じぎょう 学齢後期障害児支援事業

1億2,789万円

がいかこうき ちゅうがく こうこうせいねんだい はったつしょうがい じどう おも たいしょう ししゅんき しょうがい ともな せい学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害の児童を主な対象として、思春期における障害に伴う生 かつじょう かだい かいけつ む しんりょう そうだん つうがくさきがっこうとうかんけいきかん ちょうせいおよ かぞく そうだんしえん とう 活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等 を行います。

#### しょしきかん 【実施機関】

- 小児療育相談センター (所在地:神奈川区)
- □ はましそうごうりはびりてーしょんせんたー しょざいち こうほくく 横浜市総合リハビリテーションセンター (所在地:港北区)
- 横浜市学齢後期発達相談室くらす (所在地:港南区)

# め で ぃ か る し ょ ー とすてい じぎょう メディカルショートステイ事業

3.014万円

にようじいがくてき、かんり ひつよう いりょうてきけ あ よう じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃとざいたく かいこ かぞく ぶたん 常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担 けいげん もくてき かいこしゃ じじょう いちじてき ざいたくせいかつ こんなん ぱあい しりつびょういん 軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や もいきをゅうかくびょういんとう きょうりょくえ にゅういん う い めでいかるしょーとすてい おこな ざいたくせい 地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ(メディカルショートステイ)を行い、在宅生 

### 医療環境整備事業<拡充>

919万円

にあじょうてき じんこうこきゅうき とう いりょうてき け あ ひつよう しょうがいじ しゃとう ざいたくせいかつ しえん かんけい 日常的に人工呼吸器等で医療的ケアが必要な障害児・者等の在宅生活を支援するため、関係 きょくれんけい いりょう ふくし きょういくとう たぶんや ちょうせい おこを こーで ぃ ねー たー ふたり はいち 局が連携し、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターを2人配置 いきこく こうほく はいちく きょてん しえん かいし あら こーでいねー (磯子区・港北区) し、配置区を拠点として支援を開始します。また、新たにコーディネー た - にんょうせい ターを4人養成します。

しょうにほうもん じゅうしょうしんしんしょうがいじかんごけんしゅうとう (2) 小児訪問・重症小身障害児看護研修等

いりょうてき け あ よう にゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ ざいたくせいかっ きさ ほうもんかんごし たいしょう けん 医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研 しゅう ざいたくしえん かんけいしゃ じょうほうこうかんとう ちこな れんらくかい かいさい いりょうかんきょう じゅうじつ はか 修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

このうしょうしゃしんしょうがいじゃ また、重症心身障害児・者のかかりつけ医から三次医療機関までのネットワーク構築に向けて、 けんとう ぉこな 検討を行います。

# しょうがいじにゅうしょしえみじぎょうとう かくじゅう いちぶ さいけい 障害児入所支援事業等<拡充>【一部再掲】

23**億**9,678万円

しょうがいようごとようがだい 障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用(措置費及び障害児入 にょきゅうふひ 所給付費)を支出します。

加えて、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるよ うづ ほんしどくじ りょうしゃふたんじょせい まこな うに、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。 ようじきょういく ほいく むしょうかたいしょう ペー じ さんしょう ※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)



平成31年度

教育委員会

#### マルせい ねんどきょういくよさんあん かんが かた 平成31年度教育予算案の考え方

近年の学校教育に対するニーズの変化や課題の複雑化・多様化の中で、学校の果たす役割したがくしゅうしどうようりょう ぜんめんじっし おお ふしめ むか も変化しています。また、新学習指導要領の全面実施という大きな節目を迎えています。 まょういくいいんかい へいせい ねん がっ よこはま きょういく りねん ほうこうせい しめす よこはまきょういくびじょん教育委員会では、平成30年2月に、横浜の教育の理念や方向性を示す「横浜教育ビジョンとうねん がっ びじょん ぐげんか あくしょんぶらん だい きょこはまし 2030」を、同年12月にはビジョンを具現化するためのアクションプランとして、「第3期横浜市きょういくしんこうきほんけいかく さくてい こんご ねんかん すす しさく とりくみ しめし 教育振興基本計画」を策定し、今後5年間で進める施策や取組を示しました。

こんご よこはまきょういくび じょん かか みずか まな しゃかい 今後は、「横浜教育 ビジョン2030」に掲げた「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創るひと いくせい めざ だい きょこはましきょういくしんこうきほんけいかく しめ きほんしせい じぞくかのう人」の育成を目指し、「第3期横浜市教育振興基本計画」に示す2つの基本姿勢「持続可能ながっこう へんかく およ きゃっかんてき こんきょ もと きょういくせいさく すいしん たいせっ かくとりくみ 学校への変革」及び「客観的な根拠に基づく教育政策の推進」を大切にしながら、各取組をちゃくじっ サラ 着実に進めていきます。

へいせい ねんどよさんあん おも じぎょう 平成31年度予算案の主な事業として、

LLAがくしゅうしどうようりょう ちゃくじつ じっし はたら かたかいかく すいしん こ ちから の きょういく・新学習指導要領の着実な実施や働き方改革の推進など「**子どもの力を伸ばす教育の**まいしん

#### 推進」

- にほんごしどう たょう きょういくてきに ーザ おう しえん とくべつしえんきょういく すいしん こ ひんこん・日本語指導など多様な教育的ニーズに応じた支援や特別支援教育の推進、子どもの貧困たいさく がっこうせいかっ こま しえん 対策など「学校生活のきめ細かな支援」
- がっこうきゅうしょく かんりうんえい ちゅうがっこうちゅうしょく すいしん けんこう たいりょく けんこう からだづくり・学校 給 食 の管理運営や中学校 昼 食 の推進、健康・体力つくりなど「健康な体づくり」がっこうしせっ い じほしゅう かんきょうかいぜん あんぜん あんしん きょういくかんきょう せいび
- ・学校施設の維持補修や環境改善など「安全・安心な教育環境の整備」

とりくみ つう がっこう かてい ちいき Lephい れんけい きょうどう ゆめ もくひょう む これらの取組を通じて、学校と家庭、地域、社会が連携・協働しながら、夢や目標に向かって ちゃれん じ しゃかい あら かち そうぞう ひと はぐく チャレンジし、よりよい社会や新たな価値を創造できる人を育んでいきます。

また、SDGs 未来都市として、学校教育においても、SDGs との関係性を意識した教育かつどう てんかい だい かいあ かりかかいはつかいぎ む いちこういっこく とりくみ いっそう 活動を展開していきます。 さらに、第7回アフリカ開発会議に向けて一校一国の取組を一層がいた からとう で ローカー る ど かっぷ とうきょうにーぜろ にゅ りゅ い びっく 推進するとともに、「ラグビーワールドカップ2019 TM」や「東京 2020オリンピック・ば らりん びっく カナリンピック」も見据え、子どもたちが世界へと視野を広げ、理解と交流を深める機会とかんけいくきょく れんけい と く なるよう、関係区局と連携して取り組んでまいります。

# 教育予算案について

#### きょういくよさん あん がいよう く教育予算案の概要>

区分	31 <b>年度予</b> 算額	30年度予算額	ぞうげん 増 <b>減</b>	
いっぱんかいけい 一般会計	2,549憶 8,548万円	2,555憶 2,889万円	▲5憶4,341万円(▲0.2%)	
教育施策の推進にかかる経費	740億 110万円	709億 1,753万円	30億8,357万円(+4.3%)	
ほんし いかん とう きょうしょくいんひ 本市移管等教職員費	1,498億 4,985万円	1,537億 7,993万円	▲30億3,008万円(▲2.6%)	
教育施設整備費	まく 311億 3,453万円	308億 3,143万円	が 3億 310万円(+1.0%)	

# 市立学校の学校数等

区 分	31 年 度	30 年 度	差。引	備	59.考
学 校 数	校 508	校 507	ジ 校 1		
しょう がっ こう 小 学 校	339	339	_	た ぶんごう から その他分校 1 (新	らい しょうがっこうさくらざかぶんこう 井小学校桜坂分校)
中 学 校	145	145	-		らい ちゅうがっこうさくらざかぶんこう 井中学校桜坂分校)
ぎ む きょういくがっこう 義務教育学校	2	2	_		
高等学校	9	9	_		
とくべつしえんがっこう 特別支援学校	13	12	1		
児童生徒数	だん 人	にん 人	だん 人		
_	267, 340	268, 560	△ 1,220		
┃ 小 学 校 □	180, 180	180, 630	△ 450		
中 学 校	75, 900	76, 689	△ 789		
ぎ む きょういくがっこう 義務教育学校	1, 451	1, 488	△ 37		
高等学校	8, 164	8, 152	12		
とくべつしえんがっこう 特別支援学校	1, 645	1, 601	44		
がく きゅう すう 学 級 数	きゅう すう 学級 級 数	がっきゅう 学級	がっきゅう 学級		
	9, 794	9, 776	18		
小学校	6, 593	6, 575	18		
サップ がっ ごう 校	2, 449	2, 462	△ 13		
また。またがらごう 義務教育学校	60	59	1		
高等学校	222	221	1		
とくべつしえんがってう 特別支援学校	470	459	11		

だどう せいと すう がっきゅうすう すいけいち ※児童生徒数、学級数は推計値

しょう ちゅう ぎむきょういくがっこう じどうせいとすう がっきゅうすう こべつしえんがっきゅう ふく ※小・中・義務教育学校の児童生徒数、学級数は個別支援学級を含む

8		<b>特</b> 克	っしえん。ままういく <b>削支援教育の推進</b>	
本よ予	年数算	が額	1, 063, 668	thaila 千円
が前ょ予	年数算		904, 300	せんえん 千円
差		ひき 弓	159, 368	せんえん 千円
本は	ζ( [-	国•県	36, 631	せんえん 千円
年度のは	7	その他	1, 441	せんえん 千円
財源がき		情債	-	thaila 千円
訳な	いっ	ぱんざいげん 般財源	1, 025, 596	せんえん

インクルーシブ教育システムの構築のため、一人 ひとりの教育的ニーズに応じた就学・教育相談を行うとともに、市立学校における教育環境のさらなる た実を図ります。また、幼児児童生徒に対して必要な教育的支援を行うことで、将来の自立と社会参加につなげていきます。

# とくべつ しえん きょういくしえん いんじぎょう ひ かくじゅう 1 特別支援教育支援員事業費【拡充】

101, 194千円

しょうがっこう ちゅうがっこう ぎむきょういくがっこう いっぱんがっきゅうおよ こ 小学校・中学校・義務教育学校(一般学級及び個 べっしえんがっきゅう がくしゅうめん こうどうめんとう しぇん 別支援学級)において、学習面や行動面等に支援をひっよう じどう せいと たいおう とくべっしえんきょういく 必要とする児童生徒への対応のため、特別支援教育しえんいん ゆうしょうぼらん てい あ はいち しょうがいとくせい 支援員(有償ボランティア)を配置し、障害特性によるに - ず おう とーたる しぇん おこな ニーズに応じたトータルな支援を行います。

31年度は、支援員の配置時間数を増加し、より一層 の充実を図ります。

# 2 特別支援学校就労支援事業費

12,923千円

高等特別支援学校(知的)に在籍する生徒が企業就労を通して自立・社会参加を図れるよう、指導員を配置し職場実習先の開拓や就労定着のための職場訪問などを行います。

# 3 特別支援学校医療的ケア体制整備事業費【拡充】

72. 121千円

31年度に開校する左近山特別支援学校を加え、特別支援学校(肢体)6校に看護師を配置します。また、教員及び医師などで構成する合同懇談会等を開催し、医療的ケア実施体制の整備を図るとともに、高度医療的ケアへの対応など、必要な体制整備についても引き続き、検討を進めていきます。

# 4 学校における医療的ケア支援事業【拡充】

37, 726千円

しようちゅうがっこうおようできょうと、 まょういくがっこう さいせき かっこう いけん いりょうてき けっち いっとう じょう かい 一 学校及び義務教育学校に在籍する、学校において日常的に医療的ケアが必要な児童 せいと たい かいこし はけん いりょうてき けっち おこな 生徒に対し、看護師を派遣し医療的ケアを行います。31年度は、保護者、児童生徒のニーズ あ いりょうてき けっち ないよう かくだい に合わせ、医療的ケアの内容を拡大していきます。

# 5 相談指導費【拡充】

121, 029千円

株別な支援が必要な子どもの教育的ニーズに応じた教育を、適切な教育の場で行うための 「就学・教育相談」について、増加する教育相談件数等に対応するため、教育相談員や心理 はんていいん そういん 判定員を増員します。(30年度:24人→31年度:31人)

# 6 特別支援学校におけるスポーツ選手育成強化支援事業

550千円

特別支援学校でスポーツを学んだ生徒及び卒業生が、東京2020パラリンピック大会等でさらなる飛躍をすることを期待するとともに、日本代表等として活躍することにより、多くの障害のある子供たちの目標と、自立・社会参加につながることを目的として、育成強化支援を行います。

# 7 医療的ケア児・者等支援促進事業

7, 500千円

日常的に人工呼吸器等で医療的ケアが必要な障害児・者等の在宅生活を支援するため、 関係局が連携し、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターを2人 配置(磯子区・港北区)し、配置区を拠点として支援を開始します。また、新たにコーディネーターを4人養成します。

ま くー る ばす ラムニラ ひ かくじゅう 8 スクールバス運行費【拡充】 653, 364千円

はんどかいこう きこんやま どくつ しぇん がっこう すくーる ばすこーす じゅうそく だいたい およ いりょう また、31年度開校の左近山特別支援学校で、スクールバスコース充足までの代替及び医療でき けるなど つうがく こんなん じどう せいと つうがく ほうほう けんしょう ふくし しゃりょう つうがく 的ケア等により通学が困難だった児童生徒の通学方法の検証のため福祉車両による通学を 試行します。

# V 安全・安心な教育環境の整備

17		いりつがっこう <b>市立学</b>	がの新設・増改築等
本よ子	年 於算	ど度が額	11, 660, 050 <sub>せんえん</sub> 千円
前步	年。算	変度が額	14, 495, 624 <sub>せんえん</sub> 千円
差		ひき 引	▲ 2,835,574 <sub>せんえん</sub> 千円
本は	三三	· 県	1, 276, 314 <sub>せんえん</sub> 千円
年をとめ	そ	の他	405, 426 七円
財ががわれる	ι: Γ	計債	6, 889, 000 七人元人 千円
訳な	いっぱ	んざいげん 公財源	3, 089, 310 <sub>せんえん</sub> 千円

はまたがいはったはないだきまいと、できからないない。 住宅開発に伴う児童生徒の増加等に対応するため小・ かきがこうとう 中学校等における校舎の増築等の対策を進めます。障 がい、ことうまいた。 害のある児童生徒の状態に応じて効果的な指導が行える よう、個別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の施 むの整備等を行います。

#### しょう ちゅうがっこう せいび ひ 1 小・中学校整備費

9. 095. 532 千円

# 2 設計委託費

31.807千円

はましょうが、こうが、くいきない、にどうきゅうぞう 浜小学校の通学区域内の児童急増により、不足教室が見込まれる普通教室の増築及び教職員数 できないという。 はないという。 できないという。 の増加による既存校舎改修に伴う設計等を委託します。

# 3 小・中学校建替事業調査・設計費

480. 221千円

へいせい ねんど たてかえたいしょうこう せんてい かみすげたしょうがっこう つおかしょうがっこう しおみだいしょうがっこう だっし せっけいとう 平成29年度に建替対象校に選定した上菅田小学校・都岡小学校・汐見台小学校の実施設計等を 進めます。また、30年度に選定した池上小学校・榎が丘小学校・勝田小学校の基本設計等を進めます。さらに、31年度の建替対象校選定(3校程度)に向け、必要な調査を行うほか、対象となる各学校 において、地域や保護者、学校関係者等による検討会を行い、その意見等を踏まえた基本構想を実施します。

# 4 特別支援学校改修事業費

90.000千円

はい ないではん かこう もう ちてき したい ならごとく じどう せいと きょういかんきょう じゅうじつ い 市立特別支援学校(盲・ろう・知的・肢体・病弱)の児童生徒の教育環境の充実のため、施設の改修や老朽化した設備の営繕等を行います。

# がっこうけいかく じょうひょう ひょう 学校計画事業費等

12, 563千円

市立小・中学校の良好な教育環境の確保のため、平成30年12月に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、通学区域や学校規模の適正化の取組を推進します。

### がっこう しせつ せいび ききん つみたてきん 学校施設整備基金積立金

559. 135千円



#### がっこうようちこうにゅうひ 7 学校用地購入費

962千円

学校用地を取得する際の測量・委託を行います。 (31年度は学校新設に伴う用地取得が発生しないことから、30年度と比較して大幅な減額となっています。)

# 平成31年度 教育予算総括表

(単位: 千円) 31年度 30年度 前年度比 かんこうもく 増▲減 ぱーせんと \*\*\*\*\*\* 予<u>算額</u> 予算額 15款 教育費 254, 985, 480 255, 528, 892 **▲**543, 412 ▲ 0.2 **▲** 1.4 1項 教育総務費 185, 404, 481 182, 850, 862 **▲**2, 553, 619 1首 教育委員会費 0.1 21, 360 21, 336 事務局費 2.4 2首 25, 479, 906 24, 874, 403 605, 503 本市移管等教職員費 3旨 153, 779, 930 **▲** 2.6 149, 849, 852 **▲**3, 930, 078 4目 教育指導振興費 5, 780, 826 5, 182, 022 598, 804 11.6 5目 きがいせんたー ひ 教育センター費 150,550 138, 246 12,304 8.9 とくべつ しえん きょういくしどう しんこう ひ 特別支援教育指導振興費 6首 372, 578 277, 910 94,668 34. 1 7首 教育相談費 1, 195, 790 1, 130, 634 65, 156 5.8 4. 0 2項 小学校費 11, 463, 706 11.019.370 444, 336 87, 312 1.2 7,548,043 7, 460, 731 1首 学校管理費 がっこう うんえいひ 学校運営費 3, 915, 663 3, 558, 639 357, 024 10.0 2目 3項 中学校費 5, 338, 740 5, 365, 338 **▲**26, 598 **▲** 0.5 が変り 5世費 3,008,795 **▲**26, 598 ▲ 0.9 3, 035, 393 1首 2日 がっこううんえいひ 2, 329, 945 2, 329, 945 0.0 4項 高等学校費 865, 707 900, 148 **▲**34, 441 **▲** 3.8 **▲** 6.7 1首 学校管理費 562, 510 603,061 **▲**40,551 2目 がっこう うんえいひ 学校運営費 297, 087 2.1 303, 197 6, 110 5項 特別支援学校費 1.190.036 1.196.349 **▲**6.313 **▲** 0.5 25, 527 2.6 1首 学校管理費 1,012,014 986, 487 2 担 がっこう うんえい ひ学校運営費 178,022 209, 862 **▲**31,840 **▲** 15. 2 6項 生涯学習費 2, 964, 711 2, 715, 816 248, 895 9.2 生涯学習推進費 255, 706 **▲** 1.9 260,657 **▲**4, 951 1首 文化財保護費 23. 1 2首 1, 290, 524 1,047,970 242, 554 3 目 図書館費 1, 418, 481 1, 407, 189 11, 292 0.8 6.0 7項 学校保健体育費 19, 177, 187 18.095.958 1.081.229 学校保健費 657, 769 616, 257 41, 512 6.7 1首 39.0 2首 学校体育費 391, 323 281, 436 109,887 3旨 がっこう きゅうしょひ 学校給食費 5.0 8, 138, 402 7, 749, 234 389, 168 4 4目 がっこう きゅうしょぶっし こうにゅうひ 学校給食物資購入費 9, 989, 693 9, 449, 031 540,662 5.7 1.0 8項 教育施設整備費 31, 134, 531 30, 831, 432 303, 099 がっこうょうちひ 学校用地費 **▲** 82.4 1首 950, 266 5, 392, 590 **▲**4, 442, 324 小・中学校整備費 10, 215, 596 40.6 2首 7, 267, 355 2,948,241 高等学校整備費 752,930 754, 552 **▲**1,622 **▲** 0.2 3 目 4目 とべっしえん きょういくしせつ せいびい 特別支援教育施設整備費 131, 427 2, 239, 096 **▲**2, 107, 669 **▲** 94. 1 5首 学校施設営繕費 18, 525, 177 15,011,898 3, 513, 279 23.4 がっこう しせつ せいび ききん つみたてきん 学校施設整備基金積立金 559, 135 2,570.0 6首 20,941 538, 194 7旨 **▲**145,000 **▲** 100.0 教育施設解体費 145,000

# だい きょこはまししょうがいしゃ ぷ ら ん さくてい 「第4期横浜市障害者プラン」の策定について

# 1 趣旨

現在推進している「第3期横浜市障害者プラン」の計画期間(平成27年度~32年度)の計画では、新たな計画の策定が必要なため、「第4期横浜市障害者プラン」を策定します。

# 2 計画の概要

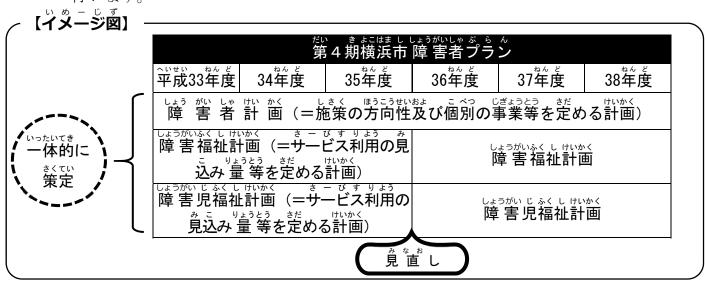
(1) 期 間

平成33年度 (2021年度) から平成38年度 (2026年度) まで

(2) 位置付け

第3期障害者プランと同様、次に掲げる三つの法定計画を一体的に策定する。

- ア <u>障害者基本法</u> 第11条第3項に基づき、施策の方向性及び個別の事業等を定める「市町村障害者計画」
- イ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第88条第1項に もと ま で まりょう み こ りょうとう きだ しちょうそんしょうがいかく しけいかく 基づき、サービス利用の見込み量等を定める「市町村障害福祉計画」
- ウ 児童福祉法 第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」
- ※ 「イ」「ウ」については、3年後に見直すとともに、プラン全体の必要な見直しを 行います。



## (3) 計画策定の考え方とポイント

策定にあたっては、「パブリックコメント」「当事者アンケート」「当事者ワーキング」
「団体ヒアリング」等を実施し、障害当事者や家族、障害児・者関係団体、事業者等市民の皆様からご意見をいただきながらともに作りあげていきたいと考えます。

また、「将来にわたるあんしん施策」策定時の視点を継承するとともに、それにとどまらず、広く障害福祉施策全体について様々な展開を図っていきます。

# 3 今後の主なスケジュール (案) について

# 【平成31年度】

4月頃 … 進捗確認による現状把握及び課題抽出

6月頃 … 障害者関係団体等へのグループインタビューの実施

9月頃 … 当事者ワーキングの実施

12月頃 … 当事者向けアンケートの実施

3月頃 … 素案の策定

# 【平成32年度】

9月頃 … 素案に対する市民意見募集の実施

12月頃 … 原案策定

3月頃 ··· 「第4期横浜市障害者プラン」確定